

議事日程（第 5 号）

平成28年 9 月28日 午前 9 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第67号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第 3 第71号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 第72号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 第73号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 第74号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 第75号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 第76号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 第77号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 第78号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 第79号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 第80号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 第81号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 第82号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 第83号議案 平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

- 件
- 第92号議案 平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第93号議案 平成27年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第94号議案 平成27年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第95号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第16 報告第12号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第17 第96号議案 神河町峰山高原スキー場設備整備工事請負契約の件
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第67号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第3 第71号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 第72号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 第73号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第74号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 第75号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 第76号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 第77号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第78号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 第79号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第80号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第81号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第82号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第83号議案 平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第87号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第88号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第89号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第90号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第91号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
 第92号議案 平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
 第93号議案 平成27年度神河町水道事業会計決算認定の件
 第94号議案 平成27年度神河町下水道事業会計決算認定の件
 第95号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
 日程第16 報告第12号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
 日程第17 第96号議案 神河町峰山高原スキー場設備整備工事請負契約の件
 日程第18 議員派遣の件
 日程第19 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（12名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 7番 小寺俊輔 |
| 2番 藤原日順 | 8番 松山陽子 |
| 3番 山下皓司 | 9番 三谷克巳 |
| 4番 宮永肇 | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 廣納良幸 |
| 6番 藤森正晴 | 12番 安部重助 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 ひと・まち・みらい課長

| | | |
|------------------|------|------------------|
| 副町長 | 細岡重義 | 藤原登志幸 |
| 教育長 | 澤田博行 | 建設課長 真弓俊英 |
| 町参事 | 野邊忠司 | 地籍課長 児島則行 |
| 町参事 | 谷口勝則 | 上下水道課長 中島康之 |
| 総務課長 | 日和哲朗 | 健康福祉課長 大中昌幸 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | | 会計管理者兼会計課長 |
| | 児島修二 | 山本哲也 |
| 情報センター所長 | 藤原秀洋 | 病院事務長 藤原秀明 |
| 税務課長 | 和田正治 | 病院総務課長兼施設課長 |
| 住民生活課長 | 吉岡嘉宏 | 藤原広行 |
| 住民生活課参事兼防災特命参事 | | 教育課長 松田隆幸 |
| | 田中晋平 | 教育課参事兼地域交流センター所長 |
| 地域振興課長 | 石堂浩一 | 児島浩一 |
| 地域振興課参事兼観光振興特命参事 | | |
| | 山下和久 | |

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第72回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、民生福祉常任委員長より、定例会初日の委員長報告において報告内容に誤りがあり、訂正の申し出がありますので、ここで発言を許可いたします。

小林民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼いたします。10番、民生福祉常任委員長の小林です。定例会初日の民生福祉常任委員会の報告の中で、公立神崎総合病院の平成28年度執行状況について、平成28年6月末までの医業収益を30億7,134万3,000円と報告しましたが、正しくは6億8,501万3,000円となりますので、おわびして訂正させていただきます。

○議長（安部 重助君） ただいま民生福祉常任委員長のほうから訂正の報告がありましたので、御了承願います。

それでは、早速、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第1、一般質問であります。

9月20日、定例会第4日目に引き続き一般質問を行います。

それでは、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永でございます。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

実は先日、いろいろと町長に対して質問なり提案なりということで、頭の中でいろいろとためておったんですが、ちょっと空白期間がありましたので、改めて仕切り直して考えておりますので、よろしくをお願いします。

神河町の未来を委ねる地域創生への取り組みについて、山名町長にお尋ねをします。

1つ、6月議会に引き続き同じ課題について連続でお尋ねをします。

現在のクリーンセンターRDF施設の閉鎖について、次期計画への取り組みをお尋ねしてきたのですが、山名町長のお考えとして、関係者で協議を重ねていきたいとして具体的な発言をいただきました。それには具体的な考え方を示されており、中播北部行政事務組合と市川町、神河町の三者で次期計画の協議を進める検討委員会を開くというもので、毎月1回の開催で課題の協議と研究をするという内容であります。この御発言の内容については、議会だより「かみかわ」に掲載して、住民への報告としております。

そこで、お尋ねするところでございますが、本日は、山名町長からの発案に対する関係者の反応と御意見の有無、また毎月1回開催の検討委員会の開催についての同意を得られたのかどうか、そして発案者である山名町長の思いにかなうような検討委員会が開かれることになるのか否か、それについてお尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

現在、稼働中のクリーンセンターは、地元福本区の御理解と御協力をいただき、稼働させていただいていることに、まずはお礼を申し上げます。

稼働期間を最長10年間の延長の要望をいたしましたところ、平成28年6月13日付の回答文書にて平成30年3月31日の現稼働期間終了日から最長で10年間の延長を認めていただきました。施設稼働延長に係る地元からの要望事項については、現在取りまとめ中とお聞きしておりますので、取りまとめ終了後に覚書締結に向け、要望事項の協議をさせていただきたいと考えています。

さて、分担金、次期ごみ処理計画検討委員会については、神河町、市川町、中播北部行政事務組合の三者で検討委員会の設置を合意し、本年5月から毎月1回のペースで開催をしております。構成員は、両町の副町長、財政担当課長、担当課課長及び担当者、そして事務局として中播北部行政事務組合の事務局長と所長が事務局ということでございます。

検討委員会では、分担金のうちの均等割の取り扱いをめぐり、神河町から合併10年を経過したので、均等割の算定基礎である2町を1町に改められるよう申し入れを行い、検討委員会で議論を重ね、神河町の普通交付税の合併算定がえ終了に伴う縮減率に比例

した取り扱いをすることで一定の結論が出たところであります。また、従量割導入についても合意を得ております。

今後は、両町議会での承認を経て規約改正ということになりますので、議案提出の際には、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次期計画における新施設についてであります。建設に係る補助金メニューについて検討委員会で議論をし、兵庫県環境整備課に出向いた際に、神河町、市川町ともに山村振興法に規定する山村地域を含んでおりまして、循環型社会形成推進交付金の交付対象であることが判明をいたしました。この交付率は3分の1でありまして、発電施設を備えているような高効率ごみ発電施設等先進的施設は2分の1となっております。

今後、新施設の位置、規模、処理方式を検討してまいります。まずは2町で運営する新施設の候補地を模索することにしております。

以上、宮永議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） どうもありがとうございます。これ以上もう聞くことはないんですが、実はきのう、県民センターの行事で一緒になった人が市川町の区長さんでありましたが、そこら辺の方といろいろごみということについて、ざっくばらんなお話ということで御意見をお聞きしたりしたんですが、ごみということについては今のところそんなに興味を持ってないというふうなことでございましたので、このRDFというものの燃料ということで製造する工場という、そういう建前であれば福本区に受け入れられたもので、不可抗力に近いようなことで火災が発生したりということで、あとはいわゆる懸念されてたダイオキシンとか、いろんな有害ガスの発生とかいうことは、まず起きていないということで、ああいうことに携わって私は賛成の立場でちょっといろいろと御意見を申し上げたんですが、非常に誇り高く思うということで、外観的にも非常にイメージがよくてということで、福本区の人たちは、こういうものであれば少々期限を超えてでもというふうな、そういう方も結構今おられると思うんです。

しかし、当時は約2分の1の人たちが反対運動を執拗に出されて、それで裁判というんですか、訴訟に至るというふうなことでございまして、そこまでちょっとそういう人たちの神経を逆なでしたような事柄でありますので、万々歳で幾ら長くやってもらってもいいですよということにはとてもいきませんし、約束は約束ということで、徹底してそういうところをいろいろ検討していただくと。いつ、いかなる事態になろうとも、ごみの処理については完璧に近いやり方を神河町はやってますというようなところをこれから継続して行っていただきたいなというふうに思うんです。

当事者意識というのがやっぱりありまして、市川町で今、神河町の人たちのごみの減量の話であるとか、それからクリーンセンターとしてRDF工場に接してる気持ちとかいうものは極めて薄いということでございまして、おまえのところは処理するのは当たり前やろうというふうな話になってしまうようなことでございますので、やはりそうい

う意味からも、将来ずっと手を握り合って協定していくということになりますと、交代してもらって、同じようなレベルでごみの処理といいますか、これからのエコということについて同じレベルで話ができるような、そういう環境というものはやっぱり必要でございますので、これは神河町でいろいろ苦労されてきた方々、それとリーダーとしてこられた山名町長のお考えで、やはりほかの地域の、これから一緒に加わってくる新しい町の住民の方、また行政の方にそういう精神といいますか、考え方というものを広く広めていただきたいと思います。それで初めて広域でやった効果というふうなものが実現するわけでございますので、何はともあれごみに係る費用は抑えていかなければ、将来の少人数の町民にとって非常に大きな問題になってかぶさってくるのではないかというふうな懸念があります。

今のところ6月におっしゃったことが具体的には日程的にも組まれて、毎月協議されてるところは、非常にそういうお話を聞きますと私も感激してるところでございます。ですから、これからその中間報告的なものを定期的にやっていただいて、いろんな方向で公害を出さないように、また費用対効果のいわゆる高いものというふうなことで、いろいろと検討してもらって、何点かのやり方の中で、次はこれを選んでやろうというふうなことで選べるような、そういう環境づくりをやってもらいたいなど。

そうすることで、今ごみの減量化ということが住民の意識として芽生えておりますので、それはそれなりの効果をまた生み出していくと思いますので、やはりここが一番力を入れてもらわないと、変な言い方をしますが、無知な人にいろいろと教えていくというふうな立場で私はやられても当然だと思いますので、そこんところをよろしくお願いしたいと思います。そこら辺でちょっとお考えの一端を述べていただきましたらありがたいと思うんですが、お願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。福本の皆さんには、30年の3月31日で終了するというように思って、それまでオーケーをしていただいておりますけれども、姫路市、福崎町の共同の施設に委託するというので進めておりましたのが、そちらの施設は改良しないということで受け入れできないというようなことになりまして、そして延長をお願いしたところでございます。そういう中で、福本区としては、10年の最長の延長は認めるけども、なるべく早く次の施設をつくってくれよというように聞いておりますので、そのように今行っているところでございます。

私も町長から命を受けまして、今、議員さんが言われておりますような検討委員会を立ち上げておまして、副町長以下、担当の財政課長、それから担当課長、それから担当者それぞれにおいて、今検討委員会を毎月行っているところでございます。10月につきましては10月の7日に検討委員会を行うというところでございます。

また、このRDFの施設につきましては、公害対策委員会等についても、それぞれ監視をしていただいております。今はもう基準値以内ですとずっとおさまっているという

ころでございます。そういう中で、今、福本区に延長をお願いしておりまして、福本区のほうは要望事項があるということを知っておりまして、それを今まとめているということでございますので、それを提出していただきましたら、こちらのほうで協議しまして、また福本区と協議を重ねていきたいというように思っております。そういう中で、今、宮永議員が言われるとおり、今後に向けての新しい施設についても早急に建設すべく進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうからも、クリーンセンターの更新につきまして1回目の答弁でも申し上げたところでございますが、これからの方向性というところにつきましては、ことし6月議会の宮永議員の一般質問の中でも答弁として申し上げたと思ひますが、やはりごみを減量化していくということが重要であろうというふうに思ひます。新しい施設になっても焼却する量をいかに減らしていくか、そして資源ごみをどれだけふやすといひますか、資源ごみとしてリサイクルしていくかという、そこを基本的な考えのもとで、これからのごみ行政を考えていきたいというふうに考えております。燃やすということが一番エネルギーを使うということでございます。その燃やした熱エネルギーの利用とか、そういうこともいろいろな角度で考えていかなければいけないとも考えております。

そして、このたびの検討委員会の中で、この方向性を示されましたのが来年度より従量制に移行していこうということでございます。投入量によって分担金を決定していく。このことによって、構成している市川町、神河町の町民の皆様方もごみを減らすということが直接的に分担金の減額につながるという、そういう意識にもつながってきますので、神河町としても減量化と同時に、分別収集というものも新たに考えていかなければいけない。特に生ごみについては、この間モニターになっていただき、越知谷地区を中心にはですが、そういったコンポストについても、これから具体的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） いろいろとお考えをいただきまして、ありがとうございます。先ほどおっしゃった分別についても、これまでそういう方向でいろいろ検討されてるところで、分別種類が12種類ぐらい分けるというふうなところもあったようで、それはそれでまた住民にとって負担になるようでございますので、そこはまたいろいろとお考えをいただいたらいいと思ひんです。

それと、いろんな角度からのお話で申しわけないんですが、現在RDFを燃料として使っている、いわゆる顧客、お客さんでございますね。こちらのほうで使っているというのがいわゆる収入の部分になっておりまして、結局は90万余りの赤字で抑えておりますということでございますので、それは考え方によっては非常に効果的にやっておられるというふうなことになります。もっと赤字がふえても当然か

もしれないというふうな施設でございますので、そういうところで商品としての評価というものもしていただいて、さらに燃焼効果のいいものというふうなことであれば、それなりの努力をやっぱり重ねてもらって、最終に至るまでは良質な燃料として使っていたらいいというのが、私、現在使っていただいているお客さんに対しての誠意ではないかなというふうに思いますので、ただ、渋々使ってもらっておりますというふうなことではやはりちょっとぐあいが悪いのではないかなと。できれば買い取り単価も上げていただければというふうなところが、欲が出てくるわけでございますので、そういうところからもまたお考えをいただいたらと思うんです。

やはりそれはある程度心理的にも余裕が出てこないと、なかなかできる話ではないと思うんですが、ただ、あれはクリーンセンターの始動直後、二、三年でございましたかね、燃料としてやっぱり使えないということで、プラントの発案者である神戸製鋼で燃料というものを、そういう考え方を変えてしまったということで、ボイラーが使えなくなったというのもあって、あそこにおさまったものを全部またごみとして出されるというふうな変な話になっておりましたので、そういうことから考えますと、今いろんな意味で、いろんな方の御紹介や御尽力によって使っていただいているそうでございますので、やはり燃料としても評価できるというふうなことにしていただければ、これから先のちょっと危機的状況になっても、この状況で続けられるのではないかなという思いもしますので、やはりそういうことも片方では考えながら進めていただくというのが大切ではないかなと。

やはりごみに対して真摯な考え方を町長、副町長、また役場の方々が持っておられるということになれば、それはその思いは住民に届いていくわけでございますので、全体的にごみの少ない町ということになれば、これは非常に素晴らしいことでございますので、ただ、現在、観光戦略ということで、これにつながることとなりますので、ぜひともそういうことに力を入れていただきたいというふうに思うんでございます。そういうこともありますので、住民に対しての御協力というのをさらに呼びかけていただくようなちょっとお話が一言でも聞ければありがたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この新しい施設についての検討委員会で協議をした内容について、できる限り議会を基本としていきながら、町民の皆様方にこの状況報告は逐次していきたいというふうに考えているところでございます。

RDFの将来性という部分についても、両方の見方があろうかというふうに思っております。宮永議員が言われましたように、一時期は買い取りではなくて処理費を払って運営をしていたという状況の中で、現在、施設を管理委託しております日本リサイクルマネジメントの提案から、新たに当初の目的どおり買い取りをして固形燃料として活用をしていくという、そこから現在に至っているところでございます。

RMJと言うんですけれども、そちらの話でいけば、安定的に需要はあるんだというふ

うには言われております。そういう意味においては一定安心もしているところではございますが、今後の方向性については、あらゆる角度から検討をさせていただきながら、住民にとって本当に負担の少なく安全な施設を建設をし、運営できるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 一応ごみについては町長のそういう取り組みに対して大いに期待をするところでありますので、よろしくをお願いします。

それと、次にスキー場の建設についてお尋ねします。

建設については、建設工事とも既に承認されたものでありますから、具体策が進められていくことになるわけでありますが、今さら協議の段階における議論等で計画が縮小されたり遅延するようなことがあってはならないと考えております。国、県の補助があって成り立つ事業でありますから、事業の資金繰りなどには慎重に執行をされるのは当然絶対条件ということではあります。担当課だけではなく、庁内各課の協働体制による成功を目指すという、この意識の共有と連帯こそが大切なのではと考えております。

そこで、お尋ねするのですが、今回お尋ねするのは、スキー場建設の構想に当然含まれるべきものであります。オフシーズンにおける地域、施設の活用策をどのように具現化していくかという、そういう課題でございます。自然環境の保全と活用については、既に環境審議委員会から厳しい管理を求められておりますが、それなればこそ教育、観光の資源として希少価値を生かされるのではないかと考えます。守るべきもの、見せるべきものについては、基本基礎と同じくさせていくことに検討と工夫を凝らしてみたいかがですかということでお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の2番目の質問にお答えさせていただきます。

スキー場建設につきましては、本日のこの本会議におきまして後ほど追加提案をさせていただく予定としております。内容につきましては、9月26日に入札2件をいたしまして、その中の1件、スキー場の設備整備工事につきまして請負契約案件として提案をさせていただく予定としております。もう1件につきましては、調整池の工事でございます。そして、今後の予定といたしましては、スキー場のこの造成工事につきまして改めて工事発注をする予定となっております。そういうことから、いよいよスキー場をスタートしていこうという状況であるということをご報告申し上げておきたいというふうに思います。

スキー場建設につきましては、今申し上げたとおりでございます。既に発注した工事があるということございまして、宮永議員御指摘のオープンに向けたもう一つの事業といいますか、看板につきましても312号線、県道加美穴栗線にあわせて3カ所に設置準備中でございます。また、ことしの兵庫県リーディングプロジェクトにおきまして

も、予算は500万円と縮小されはしましたが、昨年同様の内容に加えて、12月以降にはデモンストレーション用人工降雪機使用によるアイスルータウン企画など、着実に準備を進めております。

さて、御質問のオフシーズンにおける地域、施設の活用策をどのように具現化していくのか。守るべきもの、見せるべきものの検討と工夫という視点についてでありますけれども、当エリアにつきましては、雪彦峰山県立自然公園内の公園計画におきまして第2種特別地域に指定し、開発等から自然環境を保護する一方、集団施設地区、つまり公園利用を促進するための施設を集团的に設置する地区に指定をし、スポーツ、レクリエーション利用も促進しています。この趣旨に沿って当該エリアの開発が行われてきておまして、このたびのスキー場も加えられ、大きく進展していくものと確信しております。

現状では、峰山高原ホテルリラクシアの指定管理者が株式会社マックアースになって以降、その企業企画のスケールメリットを生かした広告宣伝力や、さまざまなアイデアによる取り組み、加えて近年のアウトドアブームによりまして、夏場の集客は前指定管理者のときより約200%となっており、キャンプ場などは満杯状態にあります。よって、スキー場完成後は暁晴山へのリフト稼働やセンターハウスの活用などによりまして、さらなるお客様の増加が想定されます。

具体的には、暁晴山山頂へのサンセット・サンライズ見学、大人、子供を問わずの自然学習体験、星空観測、高山植物や岩塊流等の特異な地形研究、コンサートなど、多くの階層の方々が自然と触れ合う機会がふえ、施設と自然の融合が図られると考えています。

地元住民にとりましても、新たな雇用、来訪者がふえることによる交通機関の利用者増、町内商店の利用者増、町内での食材需要の喚起、コンビニエンスストアの進出などのさまざまなビジネスチャンスも生まれてくると考えておりますので、各事業者様にはぜひ積極的な事業展開を希望するところでございます。

以上、宮永議員の2番目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 二、三日前の産経新聞に富士山の新冠雪ということで、例年より16日早いということで1面にちょっと出てましたけれども、いよいよ雪が降り出すということになりますので、降る雪を見ながら具体的な策をいろいろ考えていただければ、みんなと一緒に熱くなれるんじゃないかなというふうに思うんです。最近、ミニデイの一つの事業として峰山に行きましたという報告というより、そういう話を聞きました。福本からも行きましたということで、あと何カ所か行かれてますというようなことだったのでございましたので、ただ、ミニデイで来られるのはほとんど無料にしますから、これは収益的にはプラスにも何もなりませんけれども、ここにスキー場ができれば、また孫に連れてきてもらおうとかいうふうな夢を抱いていただくのにはもってこいの場所ではないかなと思います。現在のこれから高原、草原の景色が秋になってよくなって、

そういうところへ皆さんお連れさんと一緒に何十人かで行かれて、峰山、神河町はこんなところに今力を入れてますというふうなことで宣伝部隊になってもらうというのも一つの考えになるのではないかなと思います。どうでしたということでも聞きますと、やっぱりふだん連れていってもらってないので感激しましたとかいうふうなお話もありましたので、非常によかったのではないかなというふうに思います。

もちろんこれまで、去年、おととしから事前にあそこのところでいろんな事業をやられて、雪というもの、それから自然というものに触れ合うそのすばらしさというのをパンフレットとか、そういうもので町内でもいろいろ配っておられますから、そういう成果も出てきたのではないかなと思うんです。やはり空気のきれいなところで、お年寄りが行って背筋を伸ばして笑い合うというふうな、そういう光景を考えるだけでもいいのではないかなというふうな思いもしますので、具体的にみんながスキー場を応援してる、みんながスキー場をPRしてるというふうな空気を一日も早くつくり上げたいというふうに思いますので、もちろん高原のバスにもやはり乗ってもらってというふうなことであるんですが、そこら辺の熱の入れ方というのがやっぱり問題になってくるのではないかなと思うんです。

もちろん町長や副町長でいろいろと思案をされて、計画も立てておられるんですが、残念ながらちょっと役場の中で、そういうことが等しく行き渡ってるのかということではないというふうなことを二、三聞きまして、部外者というよりも、ほかの町から来られた人に神河町はスキーをやるんやってねとかいうふうなことで、あれは町長の仕事ですというふうなことで答弁してる人も見かけましたので、それについてどうこう言うわけではありませんけれども、まだしっかりとした考え方といいますか、スキー場を守り立てて町を変える、時代を変えるというふうな思いで取り組んでおられる、またそういうふうな思いにやっぱり近づいていこうという、そういう気分といいますか、意欲といいますか、そういうものがまだまだ熟してないというふうなことでございますので、来年には現実には営業を始めるということでもございますので、ことしの秋から冬にかけて、峰山を見ながら皆さんで熱い思いを共有できるというふうなことを何か取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私は、常に先頭に立って旗を振り続ける以外にないと思っているわけでありまして。もう御承知のように、神河町はこのまま何もしなければ、7,000人、5,000人というふうな町になっていく。少なくなったからどうなんだということかもしれませんが、しかしながら、その数を聞いただけで町がなくなるという危機感を持つわけでございます。やはりそう考えたときに、職員一人一人が自覚を持って、今は大丈夫だということではなくて、子供、孫に、孫が大人になったときに、そのときも神河町は今よりも輝いているという、そのために今は何をすべきなのかということを考えていかなければいけないというふうに思うわけでございます。

町全体が元気になる、そのことがひいては自分の生活も豊かになって幸せになるということだと思っておりますので、もう一度、大きな組織でございます。病院も含めると、本当に300、400、500人規模のそういった神河町の一番大きな事業所ということになりますので、そこをしっかりと意識を一つにしていくというのは困難な部分もあるかもしれませんが、しかし、常に前を向いて先頭を走っていきたいと私は思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。宮永議員の御質問の中で、役場の中で等しく思いが共有されていないのではないかとといったような御質問だったかというふうに思います。そういう立場でございますので、私、総務課長という立場で少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、スキー場計画につきましては、平成27年10月に議会の皆様方にも御承認をいただきました神河町地域創生総合戦略に位置づけられた事業の一つであります。そしてまた、このスキー場計画につきましては、1年以上議会の中でも議論をしていただく中で、現時点におきましては、今年度、辺地債の枠につきましても総務省のほうから一定の内示をいただいているというところでございまして、その内示の内容と申しますのが地方版総合戦略に位置づけた自然を生かした観光レクリエーション施設の整備を行うという、神河町にとって生き残りをかけた事業と言ってもいいのではないかとこのようにも考えているところでございます。

このスキー場計画、私どもが他市町の方々といろいろお話をさせていただきますと、大変楽しみにしていると、ぜひ行ってみたいといった声を多く聞かせていただいております。その声が町内の中で、これからまた役場の中でどれだけ広がっていくかというところでございますけれども、それにつきましては、これから私たち、また議会の議員各位も含めまして、町民も含めまして全体の意識として、どれだけ町を大事に思って、町を盛り上げていくかという、そういう視点での取り組みにかかわってくるのではないかとこのように思っておるところでございます。

役場内部におきましては、まずは財源確保、収益還元という、そういうところを前面に出して取り組みを進めておりましたので、少し夢の部分がおろそかになっているのかなというふうには思いますけれども、これから皆様方一緒になってぜひ成功させ、そしてこれが私たちの子や孫たちにしっかりと自然環境も含めて引き継げていける、そういうまちづくりというものを進めていけたらいいなというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。先ほど来、町長なり、それから総務課長が言われましたように、庁舎内でできるだけ情報を公開していくということが大切かなというふうに思っております。なので、管理職会等を通し

まして、逐次進捗状況については御報告申し上げておりますし、今後もそういうふうにしていきたいと思っております。

それとあわせて、とにかく町民の方にはまだまだ動きが見えないというところ辺があろうかと思えます。なので、多分皆さん、きょう気がついたかと思うんですけども、黒田石油さんのところに看板をようやく1つつけることができました。それ以後につきましても、随時看板はつけていきますし、それから今後さまざまなイベント、それから情報提供に向けまして、いろいろな動きをお見せしていきたいなど。でない、なかなか実感か湧かないかなど。また、それから一番大切な私が思ってますのは、商工会、観光協会との連携でございます。その中で、できるだけこの事業にかかわっていただきたいということで、事あるごとに申し上げております。その中で、先日、新聞にも出ましたカーミン弁当ができました。そういうことで、この秋の行楽シーズンに向けてでございますけれども、こういういろんな動きが誘発的にお客さんが来るということを前提に動き出したということは非常にうれしく思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 責任者として頑張っておられる課長の、また参事のお話でございますので、私は決して行き渡ってないということで非難してるわけでもありませんし、まだちょっと眠りから覚めてない人は早く目を覚ましていただいて、雪が降ってお客さんが来るというときに戸惑うようなことがあってもいけませんので、臨戦態勢でやっぱり臨んでもらうというふうなことで、とにかく各人各様の活躍の仕方があると思えますので、そういう意味で、いろいろと細やかなスクラムを組んでもらいたいというふうに思うんです。

結構いわゆる分水嶺より南でスキー場をやるということについて、但馬のほうの人たちも非常に興味を持って見ておられるので、人の失敗を待ってるというふうな口ぶりと言う人もあるんですが、放っといてくれということで言うんですけども、こちらにはこちらの目算があってやってることで、皆さんに驚いてもらうようなことになると思うでというようなことを言ったりしてるんですが、問題はやっぱりシーズンオフですよというふうな、そういう御提言が結構多いんです。

先般の常任委員会で教育課長のちょっとお話もありまして、自然学級、今、南但ですけれども、そのスケジュールは、行きたいからということで行けるわけではないので、来年度の計画は県のほうに委ねて決めてもらうというふうなことだそうなんです。それだけ申し込みが多いんだそうでございますけれども、私は、そういうところをやはり峰山版の自然学級というのは、いろんな特色があってというようなことで、近郷近在に知れ渡るようなことにならないかなというふうに思っておるわけでございますので、やっぱり何といたしても地元の子供たちが峰山のことについては熟知してるというふうな状況をつくらないことにはいけませんので、いつもお客さんで遊びに行ってるわけではありませんから、しっかりと自然学級等で、よその町の取り組みなんかを見ていた

だいて、自分たちの世代が来れば、自分たちのまちおこしは自分たちでやるんだというふうな、そういう気概を今持っていただくというのが一つ大事ではないかなと思いますので、そういうことの牽引力になってもらって、組織のあらゆる方々にそれぞれの立場で一生懸命やってもらって、成功を目指そうというふうなことになるれば、非常に今この時期にそういうことに取り組むというのが、これから先の町にとって大事なんではないかなというふうに思っておりますので、あえて所管を超えてでも共通の目標というのをしっかりと持ってもらいたいなというふうなことがありますので、これは私の立場で言うてるわけではありません。住民の方がやっぱりそういうことを今言ってるわけですから、よく考えていただきたいなと思うんですけども、差し当たってどうするかというのは我々もちょっとよくわかりませんけれども、もし具体的に何かできそうだとということであれば、町長なり副町長なりから広く呼びかけていただくというのが大事ではないかなと思いますので、ひとつお願いしたいんですが。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 宮永議員言われますように、やはり夏場の活用が非常に重要になってまいります。そこを早急に具体化していきたいというふうに考えておりますし、中播磨県民センターにつきましても、峰山高原スキー場、そしてまたそれとあわせて峰山高原全体のにぎわいにつきましては、非常に協力、御支援をいただいております。来年度の予算についても、中播磨県民センターの中でも、もう既に具体化をしていただいているような状況であります。

それと、昨日、神戸新聞にも出ておりましたが、ことしのノーベル文学賞につきまして、村上春樹さんがいよいよ最有力候補だというふうに出ておりました。そういうふうになってまいりますと、もしノーベル賞受賞をされますと、また神河町、ノルウェーの森ロケ地、砥峰高原、そしてもう一つのロケ地でありますリラクシアの森もさらに脚光を浴びてくる。当然村上春樹さんでありますので、日本以上に諸外国の方々も村上春樹ファンがたくさんいらっしゃいますので、特にアジア方面からも神河町に訪れる観光客が一気にふえてくる。そこに冬に雪化粧をしたリラクシアの森、そちらにスキー場が誕生している。雪を知らないアジアの方々がそれでまた感動をされるという、そういった状況を私はもう今からイメージをしているという状況でございます。

それをいかに本当に実現するかというところをこれから具体化していきたいと考えておりますし、夏場につきましても、健康ウェルネスウオーキングといった、そういった事業がございます。そのスポーツは、1日だけウオーキングするということではなくて、標高が300メートル以上のところで歩くということが非常に血圧を安定させる、健康な体をつくっていくということに非常に効果が高いというふうに言われています。滞在型のスポーツということで、例えば峰山高原リラクシアに滞在していただきながら1週間ウオーキングをするといった、そういったメニューも具体化したいといった、そういったお話もいただいております。

そういういろんな方々が今、神河町の高原を中心に提案をいただいているところでございます。そういった事業をやろうという方々と、そして峰山高原リラクシアの指定管理者の中で、双方が本当によりよい連携をとりながら収益につながっていく、そして来ていただいた方々が満足度を高めていただくように、そういったメニューをこれから行政も一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 実はきのうの体験でございますけれども、姫路市の方が神河町の珍しい弁当を食べさせますということで、上越知でつくっておられる冬菜の巻きずしですか、それを10何人分予約して持ってこられて、今子芋がおいしい時期ですからということで、子芋も炊いてということで、みんなに配ってくれたりして、何でもこんなことやってはるのということで聞いたら、これがおいしいんで、何とかつくり続けたいということで、頼まれたんで、私も食べてみておいしいんで、もっと広げてやろうかと思うとるんです。珍しいもの、今までいわゆる素人の方がいろいろ取り組んでやられて、葉っぱビジネスの会とか、何か研究会とかいうことで立ち上げてやってみえるみたいなんで、その意欲にちょっと感動して、じゃあできるだけこれ注目して食べようかなというような話がそこで盛り上がったんですが、ですから、たまたま集まりの中で、姫路市の人も加えて一二、三人おったところで、そういう話になったんで、非常に話題を呼びまして、これはやっぱり道の駅で売ると幾らぐらいで売れそうですかというようなアンケートも求められたりして、それぞれの立場で何か一生懸命やって、地域を何とか奮い立たそうということで頑張っているんで、そういう人たちの意欲の集まりみたいなものがまちおこしになるのではないかなというふうに思いますので、それぞれの立場でやはり住民に呼びかけながら、要は口を開いてしゃべってもらうというふうなのが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思うんです。

これ以上いろいろ言いましても同じ話の繰り返しになりますので、先日、センター長が生野へ来られてまして、それで、馬車道交流館の馬の上に乗りました、陣笠かぶって神河町頑張れとかいうて言ってくれましたので、大いに気をよくして帰ってきたんですが、何でもささやかなことでも何かの地域の人に覚えてもらえる、また思い出して来てもらえるというふうなことで取り組んでいますと、この前は馬に乗せてほしいという子供が70人超えたぐらいでございましたので、そういうことは今までなかったんで、やはりそういう人たちがまた神河町へ行きますよというふうなことで声をかけてくれるというふうなことで、そういうことが弾みになってやっぱり元気が出るもんでございますので、声をかけ合うということで、観光に来られる人との交流というのが一番大事でございますから、やはり外向きには接しやすい、いわゆるにこやかな役場の方々というのが一番大事になるのではないかなというふうな思いがありますので、何とかそういう意味での御指導とか、いろいろ激励とかいうことをしてあげてほしいんですけれども、これはお願ひということでおきます。

いろいろ申しましたが、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

次の日程に入る前に、ここで暫時休憩をいたします。また席順のほうも、もとに戻してください。再開を10時15分といたします。

午前 9時52分休憩

午前10時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第2 第67号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第67号議案、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

審査を付託しておりました峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の審査報告を求めます。

峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長、三谷委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 委員長の三谷でございます。それでは、9月6日の本会議において当委員会に審査を付託されました第67号議案、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件の審査報告をいたします。

9月9日に全委員出席のもと委員会を開催しました。審査結果は、当委員会として、賛成多数で原案可決であります。

審査に当たりまして、利用料金を定めた別表で、「午後12時」と表記した箇所が4カ所ありますが、これを「午後0時」に、そしてまた第3条の5項のその他附帯施設という表現の中で、この「付」は、こざとへんのついた「附」に訂正したい旨の申し出がありまして、どちらも表記上の問題であり、軽微な訂正であるので、修正までの処理を行わず、訂正を承認して審査を行いました。

次に、主な審査内容、またその過程で出た意見等について報告いたします。

第4条で、休業日を4月1日から11月30日までと定めているが、集客はフルシーズン通じて行うという計画でありますので、夏場利用のための体制はあるかという問いに対しまして、第3項で、開業時間の変更、また休業時間の変更を定めているので、指定管理者の臨機応変な対応で動いていただきたいと思いますとのことでございます。

スキー場はフルシーズン利用できるが、別表料金表は、冬場、これは12月1日から翌年の3月31日まででございますが、だけの規定であると。

夏場、これは4月1日から11月30日の料金も徴収するという説明を受けているので、整理したほうがいいのではないかという問いがございまして、これに対しては、夏

場利用は目的外使用となります。その目的外使用は、指定管理者の計画として出てくると思いますので、その中で冬場料金を適用する形の条例にしているとのことでございます。

その中で、駐車場料金の徴収は、年間通じて適用するかという問いでございましたが、冬場だけに適用し、夏場は無料ということでございます。なお、駐車場料金は1日1回という設定でございますので、朝から晩まででも1回分の料金となります。

それから、夏場のリフト料金、またセンターハウスの研修室の使用料についての問いに対しまして、夏場は暁晴山へ登るためのリフト利用が考えられるので、そのリフト料金も条例どおり1回500円ということです。登りのときも、おりるときも1回分の料金をいただきたいということでございます。また、センターハウスの研修室は、夏場、冬場とも時間2,000円を設定しているとのことでございます。駐車場料金は、冬場は徴収するが、夏場は徴収しない。また、センターハウスは、冬場も夏場も徴収すると。その他の冬以外のものは裁量という、条例の内容が非常に大まかであるというような問いに対しまして、スキー場のエリアは県立自然公園内にあり、不特定多数の人が利用されます。そのエリア内のスキー場の施設、センターハウス、リフト、夜間照明、人工降雪機、その他附属設備を目的外に使用するときは、町長の承認を得ることが前提になりますが、その中で料金が発生するのは、センターハウスの研修室とリフトだと思うので、それは条例の適用の範囲内であるということでございました。

また、前回の委員会で、ホテル利用者は徴収した駐車場料金を返却するという説明がございましたが、スキー客がホテルで食事または宿泊をしたときの料金はどうかというふうな問いに対しましては、さまざまなケースが今後考えられるので、指定管理者が決定した段階で詳細を協議したいとのことでございます。

また、ナイター券の利用の項目ですが、一般とシルバーは平日の半日券の金額と同じであります。小学生は500円と設定されているという理由に対しての問いに対して、料金はそれぞれの区分で、他のスキー場と比較して設定している。ナイター部分だけを見て上限額を設定しており、実際の徴収金額は指定管理者が決めるとのことでございます。

その上限額を決めておいて、あとは指定管理者の裁量ということになるという金額になりますと、あってもないものになるので、小学生の金額については1,500円でもよいのではないかという意見も出されましたが、当初は条例で上限額を決めておいて、あとは指定管理者に委ねた運営を考えているということでございました。

それともう1点、次に、全国的な傾向で、スキー場の運営者が独自で全国共通のリフト券を発売してる。この全国共通券を峰山高原スキー場で使うことは可能なのかという問いに対しまして、全国共通券などは町長の承認を受けることが前提となりますが、指定管理者が峰山高原スキー場でも使用可能とすることは考えられるとのことでございます。この共通券のシステムと申しますと、共通券を利用した場合、商品の販売部門から

1日券と同様の額が当該スキー場に支給されるという仕組みになっております。この件については、条例第10条で対応できるようにしているとのことでございます。

次に、キッズランドの使用料につきましては条例に設定されていないが、指定管理者が徴収しようと思えばできるのかという問いに対しまして、キッズランドはスキー場とは別で、ホテルリラクシアが管理するとのことでございます。キッズランドにはムービングベルトを設置する予定ですが、それらの料金につきましても、徴収するかしないかも指定管理者の範疇であるということでございます。

キッズランドは条例に規定がないから、ムービングベルトなどで事故があった場合、これは指定管理者個人の問題であって、町は一切関係していないということで解釈してよいのかという問いに対しまして、今後、基本協定、管理仕様書などを別途作成し、その中で責任分担を決め、明文化するとのことでございます。町がつくった施設に瑕疵がある場合を除いて、基本的には指定管理者の責任になると思うとのことでございました。

キッズランド、これは安全に遊べる場所として、スキー場と一体にして条例に規定したらどうか、またスキー場と同時にオープンしてもらいたいという意見がございました。これに対して、指定管理者の経営的な戦略があり、応募提案の中に当然キッズランドは入ってくると思うので、最初から町が条件をつけることは避けたいとのことであります。

キッズランドは、人工降雪機を使う予定であるという説明もございました。人工降雪機はスキー場の備品であるから、キッズランドも当然スキー場の設備に入れるべきだという問いに対しましては、ホテルとスキー場はセットの経営になります。指定管理者の範疇で、どうやって運営していくかという判断によりますので、スキー場には入れていないとのことでございます。

ムービングベルトは町の施設ではありません。また、レンタル備品等についても、ほとんど町の備品でございませぬので、人工降雪機を使うか使わないかという部分だけの問題になってくるとのことでございます。いろいろと条件が変わってくる部分は自主運営に任せたいので、条例にはそこまで規定しないほうが良いと判断するとのことでございました。

それから次に、リフトは、客が1人だけの場合でも動かすのかという問いに対しまして、冬場はスキー場であるから、お客さんが少なくとも通常どおり運転をしていく。夏場は、今の入り込み客から見れば一日中動かす状態が続くと思いますが、4月、5月は入り込み客が少ないので、その時期については検討をするとのことでございます。

また、条例の第12条で、スキー場を占用をして利用する場合は7日前までに申請と規定しておりますが、期間が短過ぎるのではないかという問いがございまして、これに対して、スキー場を1団体が占用するのはスキー大会などが想定されるが、そのような場合は何カ月前からも周知されると思います。また、申請があっても全て許可するものではないので、スキー場の使用を大前提に置いており、有益と判断しない限りは許可を

しないということでございます。一方、占有は、収益、宣伝にもつながるので、部分的に貸すこともあるかもしれませんが、それは現場での判断になると思うとのことであります。しかし、独占的に貸すことはあり得ないとのことでございます。

次に、この条例の施行日に関しての問いでございますが、条例の公布日、これは議会の議決の日になると思いますが、それから起算して2年を超えない範囲内で、別に施行期日を規則で定めるとのことでございます。予定では、来年の11月1日以降を施行日にしたいとのことでございます。

それから次に、指定管理者が安全管理基準、安全運行管理者を置きますが、神河町のリフトは絶対安全な基準で運行しているという町独自の安全運行管理基準を定めてもらいたいという問いがございまして、これにつきましては、指定管理者を募集する際、その項目の内容について今現在検討をしているとのことでございます。十分安全に配慮したものにしていきたいとのことであります。

次に、施行規則のほうの関係ですが、4条の中で、教育活動の一つという表現がございまして、これは一環という表現のほうが一般的ではないかという意見がございました。この分については、教育部局とも確認して、また後ほど報告したいということでございます。その際には、第2条、第3条に規定してあります利用上、利用許可申請書等の様式等も含めて報告をしたいということでございます。

最後に、今後、指定管理者を公募して指定管理者と協定書等を交わしていくことになるので、委員会等を通じて、それぞれの委員から出た意見については指定管理者との協議の際に、可能なものは反映していただきたいという要望をいたしまして、委員会を終わりました。

以上でスキー場整備事業調査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第67号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（安部 重助君） 日程第3、第71号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員長の宮永でございます。

9月6日、第72回神河町議会定例会において本委員会に付託された議案を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

まず、議案番号は第71号議案、件名は平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございます。審査の結果は、原案可決であります。

この審査については、平成28年の9月13日、第3会議室において行いました。

これについて主な質疑応答について、その要旨を報告をいたします。

まず、13ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費、19節の防犯灯設置費の補助金についての質問でございます。担当委員会での説明はあったかと思いますが、改めてこれについての経緯、いきさつと具体的な金額600万円の内容についての説明を求めました。

これに対する答弁でございます。住民生活課長より、次の答弁がございました。

まず、経緯としては、直接的には2月の区長会における要望が端緒であります。LEDの防犯灯について、時代の流れであるので、役場でも補助金の要綱を整えて補助の体制を整えてもらえないかということが、その発言がございました。それまでについても要望はありましたが、財政上の都合等もありましたので、検討事項として保留となっていたのでありますが、時代の流れということで、地球温暖化対策への町の取り組みとして始めようとしたものであります。

具体的には、28年度に入ってカーボンマネジメント事業ということで、官公庁の取り組みとして国、地方挙げて地球温暖化対策に取り組もうという中の一環で話が決められたのであります。政策調整会議も開き、その中で決められたものでございます。そこで、これに基づいて、今回LED防犯灯への切りかえも補助金交付の対象として認めるということで要綱を改正させていただいて、このたび上げさせていただいたとの説明を受けました。

また、具体的な金額の根拠としては、まずさかのぼるもの、遡及する部分があります。長谷エリアの先行投資分に270基あります。これに各1万円、それから次に、今回の要綱改正により、LEDに切りかえオーケーとするということで、この考え方で310基ありまして、これが各1万円、それからこれは26年4月1日にさかのぼりますので、以前の方も対象とすることで、26年4月1日以降に切りかえていただいた分で20万円というものがありまして、合計600万円との説明を受けました。

なお、視点を変えた課題も加えて、防犯灯に関する今後にわたる事柄で質疑が続きましたが、この場での説明は割愛させていただきます。

また、15ページの6款商工費、2目の観光振興費で、19節外国人観光客受け入れ基盤整備事業負担金ということで475万9,000円についての説明を求めました。

これに対して、観光振興特命参事の答弁として、同じ2目観光振興費の中で、他の項目での増減調整を含めて若干のかかわりがありますが、観光協会を事業主体とすることで補助対象となりました分です。トイレの改修であります。

次に、15ページの6款商工費、3目大河内高原整備費の13節峰山高原環境保全対策業務委託料ということで361万8,000円について説明を求めました。本会議における説明として、4年間の調査、つまり工事前年と、それから工事中、工事後2年間の調査で、都合4年間の調査が必要とされているとの説明でありました。

これについて、まず1つには、この調査委託料の対象は環境審議会で設置が義務づけられている、いわゆる指示されていたところの事後調査委員会に相当するものなのか否か。

これについての質問、それからまた財源としては、スキー場整備費の今年度分6億円とは別物なのか否かという質問でございました。

また、調査は4年間継続となるはずですが、この計上金額は果たして単年度の予算なのか、それとも4年間の総額なのかと確認を迫りました。

これについて観光振興特命参事の答弁として、まず1点目の御質問について、今回の予算については全くの単独費用でありますとのことです。以前に説明をいたしました、この調査は、いわゆる義務づけではなく、努力義務という位置づけでありまして、拘束力があるものではありませんという説明がございました。ただし、今回、環境審議会において、いろんな意見が出され、それらの付議事項として、こういう調査をしてくださいという指摘がありましたので、県と相談をいたしまして、その内容を決めた次第でありますとのことでした。

調査は継続して続けられることになりましたが、3年間または5年間と状況によって変化が生じてくるわけですが、それぞれ新たな費用が発生しますが、初年度と比較すると徐々に減額するというふうに思われますとの説明を受けました。

財源については、この調査が当初の調査部分と同じ内容となるので、辺地対策事業債の枠内に入らないことから、一般財源でお願いをすることで考えておりますとの御答弁でございました。

以上、それぞれの関連に及ぶ質疑が多かったのですが、この場における報告では割愛といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。総務文教常任委員会に付託さ

れました本議案の審査の過程におきまして、本会議初日の9月6日、議案提案後の質疑におきまして私も申し上げたような歳出の3款1項1目の社会福祉総務費、その中の防犯灯設置費補助金の600万の増額補正ということでございます。それについては今、委員長報告にもありましたとおり、経緯であるとか、その増額補正の内容、内訳についての話はあったようですけども、その中での適用の開始日、つまり遡及適用の是非について何らかの質疑なり討論はございましたでしょうか。

○議長（安部 重助君） 宮永委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 答弁します。

それについては、具体的にここで報告できるような内容での質疑というものはございませんでした。ということで、今回の報告内容から適用外ということにいたしまして、3項目に絞った次第であります。具体的に議事録等で再調査をいたしまして、もし該当する部分がありましたら、議員宛てに報告をいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。第71号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）のうち、歳出の3款1項1目の社会福祉総務費の増額補正について反対をいたします。

この増額補正は、防犯灯設置費補助金600万の増額でありまして、その内訳として、平成26年及び27年に長谷エリアが実施した防犯灯の取りかえ、つまり蛍光灯からLEDへの取りかえ270基に対する補助金270万円、区長会で聴取した取りかえ希望310基分の310万円、その他20基分の20万円、合計600万円となっております。この事業趣旨である蛍光灯防犯灯と比較して、より光度が高く、電気料金が安価で長寿命であるLED防犯灯へ切りかえることで、経費節減と地球温暖化に対する環境対策に資することを目的とするという点については、何ら反対するものではございません。

電気料金等の維持費及び長寿命化による更新費用の削減を図ることは大事なことであり、何より夜間の犯罪防止と通行の安全性を確保することは、安全と安心という観点からも最優先すべきことと考えます。

問題なのは、この交付要綱の規定の適用開始日が2年半前の平成26年4月1日であるという点であります。規定内容が過去に遡及して適用されることは間々あることです。ただし、遡及適用については、不利益変更、例えば刑法などの罰則規定等について遡及処罰することは、憲法第39条で定められておりますとおり禁止されています。一方で、住民にとって有利になる変更内容の遡及については差し支えないとされております。しかしながら、その場合においても、遡及する期間はせいぜい数カ月であって、例えば会

計年度開始日である4月1日からとか、暦年最初の1月1日からというのがごく一般的であって、今回のように2年半もさかのぼる例は聞いたことがありません。

そして、この補助金交付要綱は、今回の施行日より後の平成26年6月11日に、要綱第32号として一旦改正されているにもかかわらず、さらにさかのぼって改めようとするものであります。ゆえに、そこまでさかのぼるべき合理的な理由、必然性はないと言わざるを得ません。遡及適用については、条例の公布が何らかの合理的な理由でおくれたために、その間の不特定の者を公平公正の観点から救済することを目的としてなされるものであって、決して特定の者を対象としてはならないはずであります。今回の措置については、行政運営に協力していただいている長谷地区の区長様方への配慮なんでしょうが、2年半前にもさかのぼって適用するというのは、幾ら何でもサービス過剰ではないでしょうか。

以上の理由により、私は本議案に反対をいたします。

○議長（安部 重助君） 続いて、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 反対討論ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原資広です。第71号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

最初に、防犯灯設置に係る補助金であります。説明では、川上区、長谷エリア、栗区、湊区で平成26年から27年にかけて防犯灯のLED化された270基を平成26年4月1日まで遡及して補助金交付の認定対象にするために必要な補助金額と平成28年度に9集落から要望のあった310基分に係る補助金額と合わせて総額600万円の増額補正されている点であります。

つまり、恐らく長谷地区全域が該当するなどと思いますが、当該地域は遡及し、他の地域は申請年度以降からとなれば、その取り扱い方に大きな差異が生じてきます。現在、各区の資力には大きな格差がございます。資力のある区は、それなりに大きな事業に対応できますが、逆に資力の少ない区では、少しずつしか対応することができない区も現実にはございます。町民の防犯対策も区の資力によって整備が大きく左右されるのは、大きな問題でございます。説明によりますと、町が管理している防犯灯は196基、そして区管理の防犯灯は1,536基あると聞いております。両方合わせても1,732基あるわけですから、全て町費で整備しても、約4,000万程度あれば町内全ての防犯灯のLED化ができるものと思います。

防犯灯のLED化は、昨年締結されたパリ協定でも、CO₂削減に向けた取り組みが策定されるなど、海外や国、地方が地球温暖化対策に取り組んでる中で、町も積極的に取り組もうとする施策の一環だという説明ですし、設置費用も電気代で加算すれば6年

程度で採算がとれるだろうということですから、特定地域を優遇するのではなくて、全町民の恩恵のある防犯灯のLED化ですから、設置工事費全額を町が負担し、地球温暖化対策に取り組むべきではないかと言いたいのでございます。

町外の方が主に利用される施設整備には、どんどん町費が投じられても、全町民が恩恵を受ける防犯灯対策に係る経費確保の困難理由に、財源上難しいとはいかがなものでしょうか。町費は一体誰のために主に使うべきなのでしょう。本末転倒も甚だし過ぎると言いたいのであります。

次に、スキー場整備事業費2の予算組み替えでございます。当初予算では、町が計画してるスキー場整備には総額8億4,100万円で、採算の見込める施設整備はできるということございました。実施設計してみると、当初予算より約2億2,000万円ほどふえるとのことでした。率にしますと25%を超える事業費の増でございます。議会が承認した当初予算額内で当初説明を受けたとおり、事業の採算がとれる範囲内の計画変更がなされるのであれば何も言うことはございません。ところが、当初想定した事業費が大きく増加する施設工事を予算の組み替えのみで年度内に発注しようとする行為は、いかがなものでしょうか。25%を超える事業費の増は、決して軽微変更とは言えません。

また、28年度中の辺地債の当町への割り当て額が7月には4億5,000万円の割り当て内示を、また11月には1億5,000万円ふえ、総額6億円の割り当て額になるだろうとの説明でございます。ということは、現段階では単年度で工事を完成することができないのですから、増額する部分の増額補正処理とあわせて、債務負担行為等必要な手続も完了させてから本体工事に着手しないと、次年度予算審議時に不足する事業費分が仮に議会の承認を得られなかった場合、一体どうなされるのでしょうか。

また、前年度整備した工事費が大きく膨らみ、当初採算がとれるだろうと見込んでいた入り込み客数の確保がどうしても難しいため、不足する約2億2,000万円の増額を認めてもらわないと、当初計画見込み人数に達しないので、ぜひとも承認をとるは絶対言えないだろうし、また議会がそれを追認するのであれば、それこそ何でもありかとなってしまう、予算審議などする必要がなくなります。要は議会軽視に当たる行為じゃないかと言いたいのでございます。

以上述べました理由により、第71号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算(第3号)について反対するものでございます。

これで反対討論を終わります。

○議長(安部 重助君) 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第71号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、第72号議案から第82号議案までの各議案について経過を説明します。

各議案については、9月6日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に各議案について討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に戻ります。

日程第4 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第72号議案、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第72号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第73号議案、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第74号議案、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第74号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第75号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第75号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第75号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 7 6 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 8、第 7 6 号議案、平成 2 8 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 7 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 7 6 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 第 7 7 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 9、第 7 7 号議案、平成 2 8 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 7 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 7 7 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 第 7 8 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 0、第 7 8 号議案、平成 2 8 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第78号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第78号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 第79号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第79号議案、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第79号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第79号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 第80号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第80号議案、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第80号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第80号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第81号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第81号議案、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

第81号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 第82号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第82号議案、平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第82号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第82号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第83号議案から第95号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第83号議案から第95号議案、13件の平成27年度各会計決算認定の件を一括議題とします。

13議案については、審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。

廣納良幸決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（廣納 良幸君） それでは、決算特別委員会に付託されました議案について御説明をいたします。

本委員会は、去る平成28年9月8日の本会議において本委員会に付託された第83号議案、平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第95号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に至る13会計の決算について審議を行いました。

議会が議決した予算が適切妥当に執行されているか、神河町民の皆様の安全・安心な生活ができているか、皆様のさらなる福祉向上につながっているのかを評価し、改善点を平成29年度の予算編成に生かしていただくために提言書を含めて審査を行いました。

それでは、決算内容について報告をいたします。

平成28年9月14日、16日の2日間にわたり、議長を除く11名の決算特別委員会委員により審査を行いました。

結果につきましては、いずれも決算書どおりで、当委員会として認定することに決定しております。

それでは、主な質疑内容について報告をいたします。

第83号議案、平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件からでございます。

まず歳入、町税で観光振興対策が税制面でどのような波及効果があったのかの問いに対し、具体的にどの部分が税金として金額的に波及効果があったのかはわかりませんが、住民税で数年前には微減していたのが微増しているような状態であり、所得税も同様であると思われるが、細部についてはわかりかねますとの答弁でありました。

次に、市町振興支援交付金の内容についてお尋ねがあり、回答として、今までは事業ごとに県から交付金が配分されていましたが、平成26年度から一本算定で入り、これを一般会計に入れてから各事業に振り分けています。その内容は、コミバスとか有害鳥獣駆除対策等に支援していただいておりますとの答弁がありました。

次に、質問は、町有自動車保険の受け入れで3台の大型車の事故が年に2回とあるが、各課で共通して使用する車だと思うが、事故原因の解明、管理方法の考え方はどうなのかという問いに対し、車庫内にラインを引き、車どめを利用して事故を防げるよう対策をしておりますとの答弁でございました。

次に、ふるさと納税の金額が少ないと思う。また、企業は、ふるさと納税できると報道で聞いたが、個人納税額の増額計画と企業に対する計画があればとの問いに対し、平成27年度のふるさと納税は1,100万円と他市町と比べると、まだまだ少ないと思いますが、平成26年度と比較すると、返礼品の増とかインターネットを活用しながら伸ばしてきたということでございます。これからも努力が必要だとは思いますが、企業版の

ふるさと納税については、既にひと・まち・みらい課のほうで地域創生の一環として国に申請をし、スキー場建設が地域再生事業の中で認められたので、それを企業版のふるさと納税に位置づけ、今後、企業を募り、取り組んでいきたいとの答弁でございました。

国県の補助金の中で地域生活支援事業補助金の合計金額に差異があるがとの問いに対し、基本的には各補助金事業については翌年度精算になると。決算統計の中で充当するわけですが、必ずしも一致するということではございませんとの答弁がありましたが、後に訂正で計上する事業に誤りがあり、その後、改めて訂正がありました。これは委員会でありましたので、報告をいたしておきます。

次に、雑入の説明で、越知・栗公民館の売電収入が計上されているが、根拠的には中村公民館と同じだと思うが、それを確認したい。また、年間収入はどれぐらいかという問いに対し、中村公民館の売電に関しては、屋根を借りて町の収入に充てていて、中村区には屋根の使用料を払っております。毎月1万円の12カ月分でございます。また、越知・栗公民館分は平成27年度の再生エネルギー事業でソーラーパネルを設置し、また充電器も設置し、災害時にこれを利用した公民館の電気を賄うという事業で、2月に完成し、3月分として3,376円、3,854円を計上しております。収益については、1カ月分の約12カ月分がおおよそその収益になるのではないかと思います。

次に、ラインスタンプ売上金があるが、この仕組みをお聞きしたい。我々もカーミンのラインスタンプを使ってPRをしたいが、反面、ある特定業者に加担することになってしまつては困るので、1回分でどれぐらいの収益があるか、配分はどう町にどれぐらい入ってくるのかの問いに対し、カーミンには著作権があり、著作権を得るために何ポーズかを選び、それを使用するという形態で、元会社、株式会社ラインで、グーグルプレイ、アップルストアの3社で購入ができます。1回120円で、町に入ってくる金額は42円でございます。

次に、歳出に入ります。まず、議会費からでございますが、質疑はございませんでした。

続いて、総務費、総務管理費の一般管理費の賃金で、嘱託職員、臨時職員、数年、複数年雇われている方がおられると思うが、採用の仕方について考え方を伺いたい。

それに対し、臨時・嘱託職員、嘱託員の雇用について、10年前、合併で一旦整理をして嘱託員については常時勤務があり、将来にわたって勤務があるという部分について、1年契約で嘱託員という位置づけをした。臨時職員については、6カ月雇用を基本とし、最大1回の更新で1年ということで整理をしたが、この10年間で職員数を180名から130名にして大きな成果となった一方で、事業の整理がなかなかできず、それに対応せざるを得ないというところで、臨時職員、またスポット嘱託員で対応でき、少しずつふえてきたのが現状でございます。

現時点で病院を除いて全体で70名程度の臨時・嘱託・スポットの職員を抱えている状況でございます。それぞれの雇用については、毎年選考を行うもの、また繰り返しと

いうことで行うものなどの形態があって、この場で全てのパターンを言うのは御容赦願いたいとの回答でございました。

次に、交通対策費、コミバスを利用している小学生と中学生がカウントされているかの問いに対し、定期券の運賃収入でカウントしているとの答弁で、続いて、人数的にはどうなのかという問いに対し、定期券購入の数はわかるが、全体の人数しかわからず、平成27年度は15万9,984人でしたとの回答でございます。

それに対して、コミバスを利用する小・中学生分も小学校費、中学校費で置かず、コミバス経費で置くことによって一般財源の持ち出しが減るのではないかとの問いに対して、普通交付税に算定する上で、小学校、中学校の中でバスを委託しているという予算措置なり契約書等が必要になってくるので、現在はそれをもとに普通交付税の申請をしている状況でございます。コミバス分の一般財源持ち出しを減らすために検討はいたしますが、現状では少し難しいと考えておりますとの回答でございました。

続きまして、次の質疑は、修繕料を計上している10件は大きな事故だと思うが、それは運転手に過失責任があると思うが、始末書、ペナルティーなどを科しているのかの問いに対して、ペナルティーは科しておりませんが、ささいなことであっても交通違反等であっても事後報告の提出を求めており、その中で今後の対策等を記載し、自己反省をさせ、事故防止に努めていますとの回答でございました。

次に、区要望事業に対する3カ年の実績、要望に対応できたかの問いに対し、各区重点事業を大体2件程度選択いただいて対応している。区要望は40集落で500件以上上がっており、各区長様との協議の中で、できる限り予算確保し、事業を進めています。今後も、予算の範囲で進めていきたいとの回答がございました。

次に、神河ブランド開発支援事業補助金が出ているが、新製品はできたのかという問いに対し、特産品づくりということで7団体から申請を受けている。昨年、峰山高原マラソン大会で仕出し組合の方々がカーミン弁当をつくられ、大々的に売っていきたいという要望に対し、10万円の補助をいたしましたとの回答がありました。

次に、職員研修、職員のスキルアップのために今後どのような研修計画を持っておられるかの問いに対し、職員研修については、今のニーズに合った研修に参加している。昔のように先輩職員が若手職員の指導をするというような職場環境にはなく、入所即戦力という状況でございますという答弁で、これに対して、OJT研修を工夫して専門職の能力アップをされる考えはあるのかに対しまして、OJT研修に取り組んでいます。現在は人事管理の中で目標管理を立て、スケジュール、進行管理、面接、点検、改善をやっており、これらを含めて人材育成、指導を行ってまいりますとの答弁でございました。

次に、防犯灯と街路灯の扱いについて、旧町単位で電気代を町負担、区負担かで差異があり、合併して10年がたつのに公平性に疑問が残るといった質疑に対し、課内に持ち帰り精査をし、公平公正に扱えるように整理をしていきたいとの答弁でございました。

次に、農林水産業費で、間伐の目標は300ヘクタールですが、去年は160ヘクタ

ールでした。目標に達しない原因は何なのかという問いに対し、機動力となる中はりま森林組合の作業班の人数が少ないということが一番の原因だと思っています。最近、造林公共事業の補正予算がなかなかつかない現状もあり、これまでは200ヘクタールぐらいで推移してきたのが昨年は160ヘクタールで、かなり落ち込んでいます。そういったことを受け入れ、昨年、TPP対策ということで27年度補正予算と本年の第2次補正予算でも間伐事業を取り組めるような予算を国に対して林野庁が提出しているところでございます。国の予算を使いながら、貴重な間伐については取り組んでいきたいと考えておりますとの答弁でございました。

次に、有害鳥獣駆除についてですが、平成27年度の実績を見ながら、今後対策をどのように強化していくのか。また、費用の見直しも必要ではないかと思うが、さらなる対策をどのように考えておられるのかのお尋ねに対し、特に28年度、有害鳥獣駆除対策については、これといったものはございません。やはり地道に対処するしかない現状でございますとの答弁でございました。

次に、土木費、若者向け住宅取得支援補助金で工期が年度初めから年度末の工事が対象とあるが、在来工法のような少し時間がかかる物件で年度末に間に合わない場合の救済措置等はあるのかの問いに対し、国庫補助金を活用し、そうした事業なので、補助対象外で、また救済措置もありません。町としては、いろいろな話も聞いていますので、29年度予算に反映できないかと執行部の中で話も出ていますので、検討させてほしいとの答弁でございました。

次に、消防費、防災無線の進捗状況は、またアンテナ等での電波等の入りぐあいの最終検査、検証をどのようにしたのかの問いに対し、委託業務会社の経験、中山間地域等の実績から工事にかかっており、11月から実際に戸別受信機の設置に入ります。役場の本部無線局と大嶽山の中継局から町内5カ所の簡易中継局を結ぶ中において、戸別受信機にどの程度電波が届くかテストをしながら、実際のアンテナの本数等を決定していきますとの答弁でございました。

次に、教育費、公民館費の報償費の中で支払われているのは、シニアカレッジの各種趣味講座等々と公民館事業で6事業だけだが、社会教育事業が十二分に充足するような事業が行われているのかの問いに対し、事業については現在の人員で十分対応していると思う。住民要望、ニーズも多くあり、全てのことに対応しての事業が行われていない現状もありますとの答弁でございました。

次に、公債費から最後まで、これはございませんでしたので、ここで全ての款ごとの質疑を終わり、続いて総括質疑を行いました。

まず、小寺委員より、消耗品と備品の分け方、区別の仕方はどうなっているかの質問に対して、答弁は山本会計管理者から、一応内部規定的なところは、金額が2万円で、耐用年数が5年以上で、例えば3万円の備品であっても耐用年数が1年とか2年とかというものであれば消耗品になってまいります。逆に2万円未満でも耐用年数が見込まれ

るものは、内容にもよるが、備品扱いとしているものもあります。一応年数と金額で言うと、5年と2万円という形で大ざっぱな基準で、個々の内容を見きわめて備品なり消耗品と判断し、対応しておりますとのことでした。

次に、藤原資広委員の質疑で、事業の費用対効果はどうか。一例を挙げると、観光施設で多くの予算を使っている。その効果はどこにあらわれ、どのように評価し、次の事業のために活用されているのかという質問がありまして、山下観光振興特命参事より、例えば今回のリーディングプロジェクトの場合は、専門家、県の指導もいただいて、町内だけで2億4,000万円という経済効果がはじかれたと思います。しかし、全ての金額を同じように算出するには相当の労力と費用がかかります。今回は県の指導を受けられたので算出できましたが、少し難しいように思われます。

交流人口が60万人台から70万人台まで来た。公共交通、電車、バスや自動車を使って神河町に来ていただいていることが数字に出にくい経済効果だと思います。新たにスキー場建設が決定されたのを聞かれて、多くの商工業者の方々が新たな製品や商品と商業展開をされる道が開け、商売を始めたいという方が既におられますとの答弁でございました。

次に、藤原資広委員の自治体が事業主体となる以上、やはり一番よく恩恵を受けなければならないのは町民だと思う、高齢化を迎え人口減少となり、税収も減ってくる、高齢化が進むと、いろいろな問題が生じ、数少ない大切な税は有効活用してもらいたい、そのために費用対効果も確認し、町民に説明できるような形で事業を推進していただきたいとお願いがございました。

これに対し、山名町長から、観光戦略についての意見は、これまでもたくさんいただいています。毎回、御意見としていただいているものが費用対効果はどうなっているのかでございます。観光戦略は1年、2年で成果が出るものではないと思っております。行政だけが旗振り、施設だけが旗振りをしている。それではだめだと考えています。地域の皆様が一緒になってお客様をお迎えし、おもてなしをするということができればいいと思っている。地域、地元の一人一人にメリットがなければいけない。当然のことです。

しかし、神河町内にあるいろいろな施設には多くの町民の方々も働いていらっしゃいます。行政がもっと情報を発信し、仕掛けをしたことで、年間50万人台の入り込みが70万人台に約20万人ふえたということでございます。その20万人分がふえたということは、確実に経済効果としてあらわれていると確信しております。一定の一般財源も投じていきながら、地域全体が元気になるということ、辛抱強くやらなければならないと思っております。

神河町は、人口減で空き家がふえてきた。いろいろな補助メニューも活用して、今、神河町が県下でも有数の空き家を利用した移住者があり、また店舗が開業している。開業支援として補助金も出す中で、移住者を含めた店舗の拡大は目をみはるものがあると

思います。これもこの間の地道な観光戦略が実を結んだ結果だろうと思っておりますとの答弁でございます。

山下委員から、地域住民生活等緊急支援交付金事業の成果について、転出超過を32人に抑制できたことが非常に大きな成果であると分析されている。地域交流センターで勉強された方が神河中学校に入学されたということも目に見える効果であり、人口減少対策、定住対策等の取り組みをしていなかったら、もっと人口が減っていたのではないかということについて、何か分析されているでしょうかという質問に対し、谷口町参事から、先般、神河町出身の30代の方三、四人と話をする機会があって、神河町の教育環境は他の市町に比べて非常に素晴らしい。乳幼児医療や若者定住促進のための家賃補助、持ち家建設の補助等、若者が戻ってきたい、住んでみたい、住みやすい環境がほかの市町に比べて進んでいる。また、全国学力調査も含めて見てみると、非常に教育環境が素晴らしい。そういう神河町で子供を育てたい、住みたいと言っておられた。その言葉を聞いて若い方々も神河町が行っていることを理解してくれている。本年度は、地域創生実行元年ということで、今後においても新たにこの施策を進めていき、若者が住みやすい町、また産み育てやすい町、そしてよい神河町になるように努力していく必要があると思っておりますとのことでした。

ここで、委員間討議のため、第83号議案の総括質疑を中断し、9月14日の決算特別委員会を延会とし、続いて9月16日9時より総括質疑を再開いたしました。

続きまして、三谷委員より、食育計画の推進事業について、福崎町は、知育・徳育・体育とあわせて食育というキーワードで取り組んでいます。これは町全体で取り組む必要があると思うが、神河町において町全体で食育に対する取り組みの達成度、または27年度の実績に基づいて今後の取り組みをどのように強化されるのかの質問に対し、澤田教育長より、学校教育の食育については大変重要な領域であります。私たちも、知育・徳育・体育に食育を加えた4育教育で教育を重点的に取り組んでおります。今一番の課題は、朝御飯を食べない、夕御飯を食べない子供がいる家庭が少しあるようでございますが、各学校で個別に指導、対応していただいております。

また、アレルギーがある子に対しては、一人一人課題となる食材が入っていないかチェックし、家庭に連絡し、対応していただいております。給食の残飯についても、センターにおいてしっかり食事指導ができていますのか調査し、管理栄養士が各学校に入って給食指導をしていて、全体的に大きな課題として食育を取り上げて指導をし、これからも続けてまいりますとの答弁でございました。

次に、松山委員からの質疑で、毎年予算編成で10%、20%カットということで、各課職員が削減し、努力している中で不用額を出した努力に対し、各課の評価をしているが、努力されて出された不用額が次年度にどう生かされるか、各職員のモチベーションにもつながると思いますがの質問に対し、細岡副町長から、評価につきましては、当初に、こういった状況で1年間の項目をこなすかPDCAに基づいて実施した後に、重

点項目、目標管理を各課長からヒアリングをしております。不用額は翌年度で2分の1を財政調整基金に積み立てる制度があります。その基金を28年度の重点事業に移して実行していくと、不用額は有効活用されていくということで答弁をいただいております。

次に、山下委員から、監査委員の意見の取り扱いについてどのように反映されているか、これらを受けて役場内において意見統一を図るために庁内会議等をどのような形で持っているのかに対する質問で、山名町長より、毎年、決算で監査委員からの意見をいただいております。決算監査の意見をいただいた段階で総務課で振り分け、各課にこの意見について担当課としての考え方を集約させ、それを総務課内で取りまとめ、三役中心に考え方を整理しております。これを受け、平成29年度予算についてどう考えていくか、平成28年度の予算執行とあわせて方向性を出すための重要で貴重な資料としており、新年度予算策定に当たっての審議も、管理職会議を中心に、あるいは説明会等々に生かしていきたいと考えておりますとの答弁でございました。

以上で、これをもって83号議案、平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件の総括質疑を終了いたしました。途中、委員間討議をし、町長に提案し、町長から所見、回答をいただいております、それに対する質疑を諮りましたが、質疑がなく、終結をいたし、討論もなかったため、討論を終結し、第83号議案を採決しました。賛成多数、全員で第83号議案については認定いたしました。

次に、第84号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、質疑がなく、討論もないので、採決し、賛成多数で認定いたしました。

続いて、第85号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、これも質疑がなく、討論もなく、採決をし、賛成多数、全員で認定いたしました。

次に、第86号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、これも質疑がなく、討論もなしで、採決をし、賛成多数で認定いたしました。

次に、第87号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございますが、これも質疑がなく、討論もなかったため、採決し、賛成多数、全員で認定をいたしました。

続いて、88号議案、平成27年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、山下委員から質疑がありました。しんこうタウンの売却で、購入しやすいようにメリットとして定期借地権付きの販売方法はどうかと尋ねたが、不公平があるのでだめだと回答があったが、それならば、売却数の増につながる改善方法はどのようなことを考えておられるかの質疑に対し、山名町長は、住宅分譲については、しんこうタウンの3期分とカクレ畑があります。神河町の人口減少、地域創生を進める中で、地域創生総合戦略の5年間の中で全て売却するんだという強い意識を持って臨もうと言っているところでございまして、売れない原因をもう一度点検し、それを29年度予算に必ず反映

していかないと残り4年間で完売できないと思っていますので、強い思いで取り組んでいきますとの答弁で質疑を終結し、討論がなかったので、採決を行い、賛成多数、全員で認定いたしました。

次に、第89号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、松山議員から質疑がありました。訪問看護ステーションの存在がまだ十分に町民の方に浸透していない、大変有効な事業なので、皆さんの介護の労力軽減、不安解消のためにもPRしてほしいとの質問に対し、藤原病院事務長より、昨年、ポスターとチラシを作成し、掲示等し、開業医の先生方に説明も行いました。ケーブルテレビを有効活用していきたい。しかし、病院と同様に広告規制があり、慎重に対応したいとの答弁でございました。

山下委員より、ケアプラン作成費で対象者の実数は何件あるかの問いに対し、藤原病院総務課長より、在宅介護支援事業の件数は合計642件で、うち神河町では484件ですとの回答でした。

次に、三谷委員より、公債費の中で一時借入金利子があるが、他会計から融通してもらえば一時借入金利子が不要になると思うが、それを聞きたい。山本会計管理者より、確かに訪問看護事業特別会計についても、一般会計と一緒にしている特別会計で繰りかえ運用が条例上認められているので、今後の研究課題とさせていただきたいと思うとの答弁でした。ほかに質疑がなかったので、質疑を終結し、討論に入り、討論がなかったので、採決をし、賛成多数、全員で認定いたしました。

次に、第90号議案、神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、質疑なし、討論もなしで、採決し、賛成多数、全員で認定をしました。

次に、第91号議案、神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件で、藤原資広委員より、地域振興費の負担金、補助及び交付金の詳細説明を求めるの質疑がありました。これで、内容は、集落施設が1件、舗装が2件でございました。これでほかに質疑もなく、討論もないので、採決に入り、賛成多数、全員で認定をいたしました。

次に、第92号議案、神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件で、質疑なし、討論もないので、採決し、賛成多数で認定いたしました。

次に、第93号議案、神河町水道事業会計決算認定の件で、藤原資広委員から質疑があり、過年度分損益勘定留保資金と当年度利益剰余金、24年度から3年間分が今回変わっているが、どうか、また、3年間分だけなのかとの問いに対し、中島上下水道課長より、この分は記載を訂正させていただいており、書く欄を間違っていますが、金額の訂正がないので、御理解をお願いしたい。また、3年間分だけでございますとの答弁でございました。

次に、三谷委員より、固定資産の資料で、資産として消費税を抜いた分を計上するという点で間違いはないか、今回、資産の額より補助金なり起債がオーバーしている処理をどのようにするのか、また、一般会計も公会計に取り組む中で公営企業と同じような

処理方法をとるののかに問いに対し、中島上下水道課長より、上下水道会計は公営企業会計で、基本的には消費税抜きの金額を計上しています。国費にしても企業債にしても申請時は消費税込みで申請をします。過充当で申請することはありません。不課税収入と用途特定収入という扱いなので、国費と企業債は消費税を抜くことができないとの答弁でございました。児島財政特命参事から、公共資産を取得した部分の内訳が細かく分かれていないので、上下水道企業会計でやっているような取り扱いと同等という認識は持っておりませんとの答弁で、ほかに質疑がなく、討論もなく、採決し、賛成多数で認定いたしました。

次に、第94号議案、平成27年度神河町下水道事業会計決算認定の件で、質疑なし、討論もないので、採決し、賛成多数、全員で認定いたしました。

次に、第95号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件で、藤原資広委員の質疑で、法定福利費に退職手当組合の掛金があるが、行政職は定年まで働かれるが、病院の技術職は異動が早いということで、掛金に見合う効果があるのか、また、県内において脱退された医療機関はあるのかの問いに対し、藤原総務課長より、確かな金額は把握していない。実際に退職手当として支給して引いたものが神河町として14億円と聞いています。病院独自で調査して今把握しているのは約13億6,000万ぐらいではないかと思います。脱退については、北播磨医療センターが合併し一つになったので、そのときに脱退になりましたとの答弁でありました。

松山委員から、神崎総合病院に毎年5億円が一般会計から繰り入れられているが、年末に特別交付税で入り、特殊事情で入っていると聞かすが、病院に対する交付税が含まれているのか、神河町に病院があることによって経済効果、メリット、それから事業評価はどうなのかの問いに対し、細岡副町長より、見た目では、病院の近くに事業者がふえたが、金額的に具体的にはわからない。1町で病院を持っていることを県に対して強く要望しているので、特別交付税が多く入っていると思います。金額的にはわからないという答弁でございました。

藤原日順委員より、病院に対してどれぐらい措置されているのか、かなりの措置がされていると思うかの問いに対して、児島財政特命参事より、特別交付税はかなり多くいただいております。普通交付税とも加味され、要望額より増額されて入っていると思います。確実に町の事情を反映していただいているとの答弁がございました。ほかに質疑もなく終結し、討論もないので、賛成多数で認定をいたしました。

これで全ての議案が認定されたので、決算特別委員会を閉会いたしました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決をします。

まず、第83号議案、平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第83号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第83号議案は、認定することに決定されました。

次に、第84号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第84号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第84号議案は、認定することに決定されました。

次に、第85号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第85号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第85号議案は、認定す

ることに決定されました。

次に、第 8 6 号議案、平成 2 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 8 6 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 6 号議案は、認定することに決定されました。

次に、第 8 7 号議案、平成 2 7 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 8 7 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 7 号議案は、認定することに決定されました。

次に、第 8 8 号議案、平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 8 8 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 8 号議案は、認定す

ることに決定されました。

次に、第 89 号議案、平成 27 年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 89 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 89 号議案は、認定することに決定されました。

時間が過ぎておりますが、このまま続けさせていただきます。

次に、第 90 号議案、平成 27 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 90 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 90 号議案は、認定することに決定されました。

次に、第 91 号議案、平成 27 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 91 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 9 1 号議案は、認定することに決定されました。

次に、第 9 2 号議案、平成 2 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 9 2 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 9 2 号議案は、認定することに決定されました。

次に、第 9 3 号議案、平成 2 7 年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 9 3 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 9 3 号議案は、認定することに決定されました。

次に、第 9 4 号議案、平成 2 7 年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 9 4 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第94号議案は、認定することに決定されました。

次に、第95号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第95号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第95号議案は、認定することに決定されました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後0時06分休憩

午後1時10分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第16 報告第12号

○議長（安部 重助君） 日程第16、報告第12号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第12号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件、交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、2月13日に発生した公用車の対人事故分について示談が成立したものを専決処分させていただいたものです。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第12号につきまして、損害賠償の額の決定及びその和解について、お手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日、事故概要につきましては、定例会第1日目、報告第3号から第7号での提案内容と同様でございますが、事故発生日は平成28年2月13日土曜日午後4時00分ごろで、事故発生場所は神河町南小田1284番2地先でございます。

事故概要は、公益財団法人育てる会の職員が、児童5名、大学生ボランティア1名を公用車で引率中、運転を誤り、ガードレールを突き破って停止、道路脇ののり面の傾きによって横転をし、道路下の田に転落したというものでございます。

事故の責任割合は、運転誤りで発生いたしておりますので、町の全面瑕疵ということになります。今回、ハイエースに同乗しておりました地域交流センター育てる会職員1名が労災の全部適用とならなかったことから、その不適用部分について損害賠償が新たに発生いたしました。相手方は、兵庫県神崎郡神河町在住の地域交流センター育てる会職員、損害賠償額は24万5,260円で、示談成立日は平成28年8月29日、賠償金支払い日は平成28年9月20日でございます。

なお、不適用部分の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、慰謝料としまして、基本単価に日数を掛けまして合計20万5,800円、そして諸雑費といたしまして、これも基本単価に入院の日数等を掛けまして2万5,300円、そして通院費といたしまして1キロ当たり15円ということで計算をされておまして、合計1,200円、この3つをトータルいたしまして23万2,300円、そして診断書、入院証明料、合計4件ということになりますけれども、1万2,960円、その合計額といたしまして24万5,260円ということになります。

なお、残りの1名の男子児童につきましては、現在、ほぼふだんどおりの生活ということで、前回は申し上げましたけれども、いましばらく経過を見守りたいということで月1回程度の通院をしている状況でございますが、経過は大変良好というところで報告を受けております。示談が成立次第、直近の議会にて専決処分の報告をさせていただきます。

最後になりますが、役場全体で安全運転の徹底に取り組んでいるところですが、引き続き安全対策の強化と事故の再発防止に向け、命の大切さをしっかりと認識をしながら取り組んでまいりますこととお誓い申し上げますとともに、この件に関しましての全ての解決までにはいましばらくお時間をいただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑、特にごございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第12号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第17 第96号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第96号議案、神河町峰山高原スキー場設備整備工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第96号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、峰山高原スキー場設備整備工事請負の件でございます。本件は、峰山高原スキー場工事のうち設備関係で、リフト、人工降雪機、照明電気工事を行うもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。議案書の次のページをごらんください。工事請負契約に関する附属説明書でございます。入札の状況は、平成28年9月26日午前9時18分から中央公民館2階、第1研修室で行いました。

次に、応札業者と入札書の記載金額は、日本ケーブル株式会社大阪支店、安全索道株式会社、JFEプラントエンジニア株式会社、樫山工業株式会社の4社の応札があり、落札業者はJFEプラントエンジニア株式会社で、金額は3億7,875万円でございます。契約金額は、消費税8%を加算し、4億905万円でございます。

次に、契約相手のJFEプラントエンジニア株式会社の経歴及び工事出来高、資本金につきましては、記載のとおりでございます。工期につきましては、本日、議会の議決をいただいて、9月の28日から平成29年3月31日までの契約といたします。

工事の内容につきましては、添付平面図に示しておりますが、赤色表示は第2ペアリフト、緑表示は人工降雪機、青色表示はナイター照明でございます。

まず、第2ペアリフトの部分は、延長は757.67メートルでございます。第2リフトにつきましては、暁晴山の手前までのリフトであり、スキーシーズン以外のオフシーズンにも稼働させ、高原でのレクリエーション活動に利用いたします。

次に、人工降雪機ですが、ファンタイプ降雪機を13台、ガンタイプ降雪機を2台導入いたします。

次に、ナイター照明ですが、Aコース沿いに16台設置いたします。当該設備は当スキー場が京阪神から近くであることの利点を生かした設備で、夜11時までの営業を予定いたしております。

次に、1次側電気設備については、第1リフトとセンターハウス場の第1キュービクルを、第2リフト用の第2キュービクル、それから人工降雪機用の第3キュービクルの設置並びにこの関連工事となっています。

次に、既設電柱移設工事については、工事区域内の電柱13本を撤去いたします。

以上がこのたびの峰山高原スキー場設備工事に係る工事内容でございます。

続きまして、お手元の資料の図面につきましては、1ページが平面図でございます。2ページにつきましては、第2ペアリフトの起点停留所設置配置図ということでございます。スキーのリフトが回転する部分の図面です。それから3ページにつきましては、人工降雪機のファンタイプの図面です。4ページにつきましては、ガンタイプの人工降雪機の図面であります。それから5ページにつきましては、照明設備を添付いたしております。

それから、先ほどお配りしたお手元のスキー工事契約内訳書につきましては、今述べました説明のとおりでございます。第2ペアリフト、人工降雪機、それからナイター照明、1次側電気設備、既設電柱移設工事でございます。請負率につきましては94.629%となっております。なお、この各工事の設計金額と請負金額につきましては、この409,050,000割る設計額の率でもって設計金額に掛けますと、請負金額が出るという格好にしております。

以上で説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら3点ばかりお尋ねをいたします。

入札のあり方なんですけども、この入札につきましては指名競争入札になってます。5,000万以上のものにつきましては一般競争入札を4社の業者指名というふうになってるんですけども、そのことはなぜかということと、通常このクラスでしたら何社入れないといけないのかということもお聞きをいたしたいと思います。

それから、2点目です。工事の発注内容なんですけども、景観柱を使われたり、人工降雪機も変更後の数量で計上されているんですけども、当初予算から見た場合と入札されてる分、幾らほど増額になってるのか、その額を教えていただきたいのと、最後に、造成工事と一緒にしないと多分工事がしにくいのかなとは思っているんですけども、例えば電

線の埋設深が60センチ、多分水道も同じぐらいかなと思うんですけども、これを降雪期、いわゆる雪が降る時期と工事と一緒にしてなかなかしにくいと思うんですけども、これがうまくいくのか、そこら辺と調整をどうされているのかも踏まえて、その3点についてお尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） まず最初の1点目、業者の数なんですけども、相当調査いたしましたところ、今回の設計の中身の内容によって応札できる業者がこの4社しかなかったということでございます。それから当初といいますのは、どの時点かわからないんですけども……。

○議長（安部 重助君） 資広議員、当初いうたらいつごろのことか、ちょっと。

○議員（5番 藤原 資広君） 予算計上時の、予算のときに説明を受けた額でよろしいです。3月の段階の分でよろしいです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） その分につきまして、今すぐに回答というのは難しいんですけども、6億の予算の範囲と、それから2億2,000万円の増額の分の中で一部実施設計の中身、ここですぐ答えられませんので、後でお答えいたします。

もう一つの部分ですけれども、管の埋設については土中ということでございます。その分については、それで十分であるというふうに聞いています。

それから、言われました造成工事云々の点ですけども、今回、さきに補正予算を成立させていただきました予算の組み替えの中でその分が確保できておりますので、この今回の工事発注後に続けて発注したいというふうに考えています。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。このぐらいな額になりますと、仮に指名するんでしたら大体何社要るか多分決まっていると思うんですけども、通常でしたら何ぼ要るのかということと、もう一つ、4社入っておられますけど、この4社のそれぞれの専門分野、例えばケーブル張り専門だとか、それからいろいろあるかと思うんですけども、この4社の特徴を教えてくださいませんか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 今回の落札業者以外については、それぞれのスキー場の実績がある業者でございます。いろんな設備を導入しています。今回の業者につきましては、新しく新設された会社でございます。主に、2015年9月にJFEメカニカル株式会社とJFE電機株式会社が統合してできた会社でございます。また、JFEメカニカル株式会社というのは日本鋼管と川崎製鉄の合併した誕生した会社ということで、非常にこの経歴にありますように、クレーンとか、それからクリーンセンターの運転制御装置等々を専門分野にしてるんですけども、最近、新しく

この分野に入ってこられた業者でございます。

ほかの業者につきましては、それぞれのいろんな業者ございまして、さっき言いました日本ケーブル、それから安全索道、それから檜山工業さんは各スキー場で現在いろんなスキー場の設備を導入されています。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。藤原資広議員の1番目の御質問の入札の指名業者数というところの御質問でございます。神河町建設工事入札参加者選定要綱の中に、入札参加者数といたしまして1億円以上につきましては10社以上ということでありますけれども、ただし、特別な技術を要する場合はこの限りではないということであってございまして、最終的に指名業者の選定につきましては、先ほど観光振興特命参事が答弁させていただいたとおりでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。この4社のそれぞれの得意分野なんですけども、今回かなり、4種類ですか、の部分で売られてるんですけど、それぞれの専門的な業者ばかりされていて競争できる状態じゃないと思うんですよね。それぞれの分野、パーツごとの専門業者であって、それが例えばケーブル張るだけの業者、何社かあって、そこで競争できるんやったらいいんですけど、みんな専門が違う分野を入れといての4社を抽出しておいて、こうして果たして本当に競争入札になったと言えるんでしょうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） それぞれの業者については、基本的にリフト、人工降雪機、それから今回の該当している工事について、その能力が十分あるというふうな判断のもとに競争できると考えて指名させていただいております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。私は、藤原資広議員さんと関連する部分も含めて4点もしくは5点ほど質問をしたいと思います。

まず、この入札のあり方ですが、今回、指名入札にされましたと、競争入札されたということで、一般競争入札じゃなく指名入札にされたという部分の理由は何かということと、それから指名によってこの4社を指名されたという中で、それぞれこの4社の分ですね、資広議員のほうから専門分野という話がされましたが、私は、山下特命参事の話聞いてますと、この4社ともスキー場の部分での経験があるというようなニュアンスで聞こえたんですが、多分ここ17年間ほどスキー場の新設はしてないということなんで、もしもこの4社の業者がスキー場をつくったという経験があるのが17年前ですよという話なのか、既存のスキー場のリフトとかそういうのの更新ですね、その関係の工事があって、それぞれがこの4社ともされていて、そういう部分でのスキー場が

経験ありますということなのかということで、このそれぞれというか、今回指名をされました4社の指名した基準について具体的な説明をひとつお願いしたいと思います。

それから、次のもう2点は、今回、既設の電柱の移転が入ってますんで、これは将来の地中化に向けての移設と思うんですが、ということは、じゃあ、現に今電気が通ってますので、その仮設というんですか、それはされているのかどうかという、それが1つです。

それから、最後は、図面の4ページでしたか、5ページですね、5ページを見ますと、照明灯の図があるんですが、ここを見ますと、これ景観柱という表現がしてあるんですね。ということは、これはひょっとしたら、今、県と協議しますという話の中で聞きました景観上、今の銀色を景観に合うように茶色に直せという話がありましたんで、その分で既に今回の設計については茶色に着色する部分での発注なんですわという話になっとなるかなと想像するわけなんですけど、もしも今回、景観に配慮した茶色で発注するとなれば、これは今までの委員会の話の中で、この分は大体1,000万はふえますよと、その分は、現在、県と協議中ですよという話で済んだんです。我々は、今聞いてますように、これは2億余りふえましたという話は、このいわゆる約1,000万分も含んでないわけですね。ところが、今回の工事はその1,000万を含んだ分で発注しましたということになれば、我々、委員会で聞いてます全体の基本設計段階の分がありまして、県との協議の中で2億余りふえましたという話で我々はその認識でとどまってるんですけど、いや、既に検討する分も含めて今回発注しましたということになれば、じゃあ、一体、今の段階でスキー場全体の事業費がどのぐらいになったというのがまたわからんようになってしまうたんですね。その辺の経過も含めた分でのお尋ねを1点したいと思います。

以上、5点やったか、をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） まず1点、わかりやすい部分からいきますと、先ほどのこの内訳書にありますとおり、景観柱につきましては、その色を県の指導によりまして変えております。茶色にしております。それについては、委員会の中では、県との協議の中でということで、まだ折衝中だということでありましたけれども、設計段階において、以前2億2,000万というところに決めたときには、その中でおさまるという段階が見えたので、今回入れさせていただいております。

既設電柱の移設の部分につきましては、スキー場のコースとかぶる部分ですね、その部分は地下埋設になりますので、要は、その電源は確保します。というのは、Cコースのほうですね、グラウンドのあるほうの部分についてはコースとかぶっている部分がありますので、15本ぐらいだったと思うんですけども、その部分については抜柱して、その部分の線については地下埋設にするという格好でございます。

それからもう一つ、業者の経験値でございますけれども、スキー場はオープンしておりませんが、常に各施設、全国のスキー場は施設を更新をしています。そのメンテナンス

もやっておられます。そういうところ辺で納入実績はあるというところ辺で判断しております。

一般入札という格好につきましては、先ほどの藤原資広議員さんの御説明にあったかと思うんですけども、要は専門性が高いということで、それと一定、何十年間もスキー場がオープンしていないということの関係もありまして、業者が非常に少のうございます。その中で経験値のある業者さんを選ばさせていただきましたということでございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。業者の選定した理由の中に、たしかいろんな経験値があるからしましたという話の中で、1つは、この4社については現に既存のスキー場のリフトとか、そういう分を更新した経験がありますよとか、それからそれぞれがリフトとか、そういうような分の専門性がありますよという部分での4社共通した分での工事实績があるようなもんが一つの選定基準になると思うんで、この業者はリフトの経験がありますよ、この業者は照明灯の分がありますよという話になれば、それぞれ選定する基準が違ってきますんで、指名競争入札に耐えられますかという質問かと思えますんで、1つは、この4社に共通すべき工事経験というんですか、それがどうですかという話を再度お願いしたいのと、この電柱移設工事の中には、既に今回の地下埋設する工事費も含んでいるというそういう理解でいいのか、それが2点目です。

それから、3点目の景観柱の話ですね。これについては、確かに2億2,000万の中で入札差金が出たのかどうか知りませんが、その2億2,000万の中でこの1,000万円は埋没できるようであったんでしましたという話になれば、じゃあ、それ以外にも今まで我々が聞いてきて、今後協議しますとか、いろんな形となっていた部分の工事も今回どっと含めて発注されたんかなというそういう疑問も出てきますので、その辺の話なんです。我々、順番を追って話を進めてきてる中で、やっぱりこの1,000万円についてはまだ委員会の段階では未確定でしたんで形として残ってるなと思ってた分が、突如これにあわせて発注しましたという分ですので、その進め方というんですか、についてはどうかなという部分は1つ再度お尋ねしたいと思います。

それから、新たにもう一つありましたのが、当然こういう工事をしますと、現場監督いうんですか、現場代理人いうんですか、そういうのが要ると思うんですね。今回落札されている業者については、現在施工中の工事が10近くありますので、今後の話になるかと思うんですが、その現場代理人の確保については問題がないかという分も1点をお尋ねをしておきたいと思います。

以上、再度の質問でお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。業者さんの部分ですけども、先ほども申し上げましたとおり、まず、一番大事なリフトの経験があ

るかというところ辺で、それぞれに得意分野はございますけども、リフトはリフトで基本的に一番重要な部分ですので、その部分を重点に置いて、それからそれ以外の工事もできるかというところ辺も含めまして、十分に平等に競争できるという業者というふうな判断のもとに今回選んでおります。

それから、地下埋設工事の部分につきましても今回は入っております。

前、言いましたように、当初8億4,000万、それから追加分が2億2,000万という、その数字が変わったということではございません。要は、その中で細かな数字の部分の変更がありますので、その中の範囲内におさまったという判断のもとに今回工事を発注いたしております。なので、結果として十分な説明ができたかどうかは難しいところなんですけども、景観柱につきましては、その中でおさまるといふふうに判断いたしましたので、できるだけ県の意向に沿った形にいたしております。

現場代理人についてですけれども、本来であれば、通常、大きな建築工事その他につきましては、設計監理者を置くというのが通例でございます。例えば設計は設計で、管理者は管理者ということなんでございますけれども、今回につきましては役場担当者を現場の専任につかせます。そしてそれぞれの施設工事発注などの現場代理人もおるわけです、その部分については設計会社の中で十分な指導を受けて現場を管理していくという格好になろうかと思っておりますので、お答えといたしましては、役場の担当者が現場を管理するという格好になろうかなと思っております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど三谷議員の御質問のお答えになるかどうかというのはわかりませんが、従来から議員各位からいろいろ御意見をいただいております1つといたしまして、町内業者への恩恵といいますか、工事発注というものを極力できるよという視点があったというふうに思っております。

その中で、このたびのスキー場整備に関しましては、調整池の工事、そして今後、この議会が可決をしていただいた後に、以前からも申し上げておりますように、造成工事につきましても発注を進めたいというふうに考えておるところでございます、それ以外の専門的な分野で発注をしなくてはいけないという分について、効率性も含めましてこのたびの発注ということになっておりますことを申し上げたいというふうに思います。これにつきましては、防災行政無線、そしてまた、今後、病院建設、いろんな分野で大型な工事、もう既に発注したもの、そしてこれから発注していくものもあるわけですが、そのあたりも含めて執行部といたしましては最善の効率性、そして経済効果、いろんな点を考えた上で、分割できるものについては分割というような視点で発注をさせていただいておりますことを御理解をいただければ幸いです。以上でございます。

○議長（安部 重助君） もう1点、委員会で順序立てて協議をしてきたものが、かなりここで無視されたということで今質問があったと思うんですけど、このトータル的な答弁はどうですか。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。

このたびのスキー場事業につきましては、執行部もしくは担当課のほうでは非常に手順をできるだけ、それから議会の皆様にはできるだけ順序立てて進めてきたつもりでございます。ただ、設計部分につきましては、それから予算確保、さまざまな非常に難しい問題がございます。それから県との協議、それから法的な許可申請等々、膨大な事務を今までやってきたわけでございます。その中で、できる限り皆様に情報公開をしながら進めてきたつもりでございます。その議会の軽視とか、それからもしくは手順を踏んでないかという部分につきましては、当方といたしましては力いっぱいその手順に従って言ってきたというふうな思いはございます。

それから、資広議員さんの最初の御質問でちょっとお答えしにくかった分なんですけれども、何回も申しますけれども、6億の部分と、それから2億4,000万の部分の8億4,000万円、これにつきましては、何度も言いますけれども、金額は当初からは変わってなくて、それ以降、県の指導とか現場での精査によりまして2億2,000万が増額になったということでございますが、この設計段階においてその10億2,200万かな、8億4,000万と2億2,000万足した部分の額を上回るものでもございませぬ。なので、今回は6億の予算の範囲内で工事を発注してるということございまして、今回につきましては2つの入札を行ってます。1つにつきましてはこの工事でございますが、あわせて調整池の工事についても売っています。それから今回、補正予算が成立を見ましたので、その後の造成工事を発注したいということで、年度内はその6億の工事についてやるべきことをやっていくという、そういうスケジュールを想定いたしております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。3回目になりますので、また後をお願いしたいと思います。

たしか今、1,000万円は軽微なものやということの中で、ましてやその2億2,000万の中で補うという部分でしましたという話なんですけど、あの委員会のときには、いろいろふえる金額についての話があった。その根拠は、このスキー場は8億余りです。よ、一般財源は持ち出さないというのが全ての共通理解というんか、認識の中で事が進みますので、議会側も、その2つの点についてはやっぱり慎重に扱うべきだと思うんです。そういう中で、念を押して、茶色の分については今回の2億2,000万には入ってませんと。その分については、将来、県と協議中であってというところの確認がある中で委員会をしたと思うんです。

今回、入れるなら入れるで、やっぱりそういうことになってますという話があってもよかったんじゃないかと思っておりますので、そういう分の中で我々が説明をしていかなければならないという中で、ちゃんとした事実が知りたいということなんで、そういうよう

な話をされますと、じゃあ、この1,000万以外にも聞いた分でちゃんと説明していなかった分が今回含んで入札してへんのやなということを、我々が帰ったときに私らは返事のしようがなくなりますんで、そういう意味で言うてますんで、今後スキー場についてはいろいろ今から議論なり協議していかなあかんと思いますので、その点はよくお願いしたいと思います。

それから、現場代理人ということでしたが、これは発注業者は現場監督というんですか、それは置かなあかんやろと思いますんで、その分については、既に10人を充てる、この業種についてはどうかわかりませんが、兼ねることができないようになってるんじゃないかと思うんです、今ね。ということは、既にこれ10人の現場監督さんがおってやと思うんですね、この業者さんについては。10人余りです。それ以外の分で確保できますかという質問でしたんで、設計監理者とか町の現場の担当者という意味じゃなくして、発注者の現場監督というんですか、現場代理人という、ちょっとどのような表現がされているのか私はよく知りませんが、そういう人物が要るので、その点でお尋ねしたわけです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。先ほどの景観柱の件ですけども、おっしゃるとおり、議員さん側に立ちますと、そのことを最終結論が出ずに発注してるんじゃないかというふうなことを言われますと、申しわけなかったということをお知らせをできません。というか、そこまで詳細な部分をお示しできる段階になかったというか、もうその設計書の中で詳細部分を詰めて詰めてしていますので、その1,000万円が安いとか、それから高いとかいう思いは一切ございません。あらゆる部分の技術的な検証のもとに、皆様にお示ししている8億4,000万と2億2,000万の中で対応できる内容にいたしております。

それから、現場監督さん、現場代理人ですよ、その部分については、当然規定のとおりやっていただくことになります。今おっしゃるとおり、よその現場とかけ持ちとかという部分に御心配の点があるかと思いますが、その部分についてはきちっとした指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。初心者的な質問を2点させていただきます。

落札業者のJFEプラントエンジニアさんですけども、JFEだから日本鋼管さんかなと思うんですけども、プラントとついてきた後、エンジニアリングというのが正式名かと思うんですが、そうじゃなくて、やっぱりプラントエンジニアでとまるのが正式名なのかというのが、まず1点。

それとあと、平面図、1ページですね、1ページのところで人工降雪機の電源の設置

場所が17カ所上がっておりまして、降雪機のほうはファンタイプが13基、ガンタイプが2基ということで、ファンタイプのほうは、これは車輪がついてますんで移動可能なんで、その都度、都度、場所によって変わってくるかなと思うんですけども、ガンタイプというのは設置場所がもう固定してしまうんじゃないかと思うんです。そのガンタイプの設置場所は、この電源場所、緑の丸の1番から17番のうちどの辺になるのか、その点をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。まず、JFEプラントエンジとエンジニアリングという、どちらが正しいかという点ですけども、何回も私もこれ読みにくいので確認しましたところ、JFEプラントエンジという格好になっております。

それから、御指摘のとおり、平面図の部分ですけども、ファンタイプについては移動可能ですので、それぞれの設置できる箇所をこれは示しておりまして、ガンタイプにつきましては、17、16、それから現場の状況によって今から調査によって変わる可能性もありますけども、その17、15、16のホテル周辺のところに固定したいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。私のほうからちょっと2点ほど教えていただきたいんですけども、先ほど来、この指名に関して皆さん同僚議員の方々が質問されてますけども、私も素人なんであれなんですけど、今回落札されたこのJFEプラントエンジと言われる方のスキー絡みの実績ですね、それがあってあれば教えていただきたいですね。といいますのも、ほかの3社は確かにほとんどのスキー場を手がけられてるような、もうスキー業界の大手だと思うんです。インターネットで調べた程度の知識しかありませんのであれなんですけど、ほかにももっとスキー場を手がけられてる会社というのはたくさんありました。実際、資本金も何億クラスの会社がここに載ってないのであったのに、今回、何か最初の参事の説明では、このJFEプラントエンジは新規参入業者と言われてたのをなぜあえて指名されたのかというのを、まず1点お聞きしたいです。実績もお願いします。

それと、先ほど来、参事、2億2,000万の増額分のうちで対応というお話をすごくされてるんですけども、議会としては、総額8億4,000万の今年度6億のスキー場予算しかまだ認めておりませんと思います。その増額分までまだ全然採決も何もしておりませんので、本来のスタイルであれば総額8億4,000万でスキー場をまずつくれるように発注するべきだと思うんです。そこで質問なんですけど、今回これで4億1,000万弱ですか、それと調整池で5,000万弱でもう4億6,000万使われてますけど、あと4億弱でこのスキー場は営業可能になりますか。

以上、その2つですね、お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。ちょっと手元に資料がございませんので、その実績について、後ですぐにお答えします。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩します。すぐ用意してください。

午後1時53分休憩

午後2時06分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） まず、日本にそこしかないのかという御質問についてなんですけども、確認しましたところ、当町につきましては、リゾートアシストの設計会社に設計をお願いいたしました。その中で、この規模の施設をできるのはどの業者だということを確認いたしました。その中で4社を選んでいきます。恐らく小さな分はできると思いますが、今回うちの規模に照らして4つの要素を入れた設計の中で発注しようとしたときに、この業者やったらできるできないという、そういう判断のもとに業者を選定いたしております。

それから、お金のことについてなんですけども、さきの特別委員会のほうでは、何回も先ほどから言うてますけども、認められていないというふうなお話がありますけれども、8億4,000万円ということで、現場のほうで詳細にしました結果、2億2,000万が不足しておりますという格好で、それについては、今後さまざまな補助金を探してまいります。それから辺地債の計画を変更させていただきますというふうなことで、結局10億余りの格好の設計の中で今回6億の工事について予算取りをいたしております、その部分について今回発注したという格好になっております。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。金額の2億2,000万ふえたという分につきましては、先般の特別委員会において、8億4,000万でくくっていたけども、こういう事情で2億2,000万ふえましたと。そういう中で、何がふえたかというような質問の中で、項目を上げて、こういうように2億2,000万ふえましたよという御説明をして、そしてその分のふえた分で工事をやりたいということで委員会に提案したということでございます。そういう中で、その2億2,000万につきましては、辺地債を県のほうにお願いするということと、もしも辺地債がつかないという場合におきましては、ほかのいろんな財源または業者に負担をお願いするというので、一般財源を使わない方法でやりますということで、この前の特別委員会でそういうことを説明して、そして内容を検討していただいて、そしたらことしの分について6億ついでる分について発注します

よということで動いたわけでございます。そういう中で、そのときに2億2,000万ふえますよという中で、了解していただいたものと私たちは思っております。予算につきましては、来年度、当初予算に計上しますということで、その財源についても確保して行いますということを伝えております。

また、一般入札につきまして一般競争入札の範囲でございますけども、やはり特殊な事情でございますして、一般競争入札を行うとすれば1カ月以上手続にかかります。そういう中で、設計会社等のお話の中で、これをやる業者を一般入札で募ったとしても、余り来ないであろうということであって、この工事ができるのはこの4社程度であろうということで、指名のほうをしたらどうかというような協議の中で、指名をさせていただいたということでございます。一般競争入札をしても何社集まるといこともわかりませんし、時間的にも1カ月以上かかるということもでございます。そういう中で、内部で協議した結果、この専門業者である4社を指名していこうということで決定したということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。指名のほうに関しましていいましたら、私のほうも素人でございますので、説明はそれで結構でございます。

先ほど来、委員会で2億2,000万増額になると説明したから認めていただいたもんだという答弁があったんですけども、そういうもんでもないと思います。実際、辺地総合整備計画は8億4,100万円を出されてますんで、当然それにのっとった議論をさせていただいて私らは3月の予算を承認しております。

いまいち私の質問が意図が通ってないのかなと思ったのは、別に今回の工事の発注がどうだとか言ってるわけではなくて、今回4億1,000万弱ですか、やられて2億2,000万増額分がこの先認められるかどうかはわからないですし、何か特別な補助金が当たるか当たらないかもわからない、いわゆる未確定要素の部分じゃないですか。本来もう確定されている8億4,000万でやはり営業可能に持っていける状態にするべきだと思うんですね、最低でも。いわゆる、これは最低の話をしてるんです、私。8億4,000万かけてまだ営業ができなかったでは全く意味がないと思うんです。今回このAコースのほうに人工降雪機やナイターを設置されて、リフトは暁晴山、B、Cコースですね。営業しようと思えば、今度また絶対Aコース側にリフトを引かなければいけないんですけども、その最低限の営業ラインに達するまでに8億4,000万の中でおさまりますかということがお聞きしたかったんです。その辺はいかがですか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。実際にA、B、Cコースをやるということになれば、当初概算で8億4,000万というようにしておりましたけども、実施設計をしていく中で、やはりA、B、Cコースをやっていくには2億2,000万不足するというところでございます。そういう中で、実際にそのA、B、Cコースをこちらはやろうというこ

とでやっておりますので、不足する分については財源を確保して、そして10億6,000万が最低限ということでございます、今の計画ではね。だから、そういうことで実際に財源を確保してやろうということをやっております。8億4,000万でいいじゃないかということになれば、もう実際の事業として縮小するということになりますし、絶対にその財源が確保できないということではないので、できる範囲で一生懸命取り組んで、もしもそういう辺地債、それから特別的な交付金が得られない場合、それは業者とのお話の中で、何とかその分について負担していくというようなお話もさせていただいておりますので、その財源を確保して実際の今計画してる事業をやり遂げたいという覚悟でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 小寺です。本会議ですんで、3回の制限もでございます。これ余り今ここでやりとりしても進展がないのかなと思いますので、この辺で終わって、今回いろいろな工事を分割といいますか、いわゆるスキー場を全体工事で見ましたら、分割発注になりますね。今回このキュービクルとかの工事を発注されているわけですが、今後またセンターハウスとかポンプ室とかつくられた後に、そのキュービクルと接続して運転を開始するわけですね。その場合の責任分担といいますか、恐らく今回このキュービクルだけの設置になるんですかね、そのときではもう稼働試験とか、そんなんもできないと思うんです。実際全部ができ上がったからのトータルのテストが始まると思うんですけれども、その場合の万が一ふぐあいがあったときの責任分担といいますか、瑕疵ですね、それは一体どのようになるのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。その分については、当初、契約の段階で責任施工範囲を明確に決めますし、それからその担保もとりたいと思いますので、十分に可能と、そういうふぐあい、それから不調整にはならないというふうに判断いたしております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 11番、廣納です。余り小さくて見えなかったんであれですけども、照明等をつけるにはリフトがなく、何もないうちにリフトをつける、これは、とりあえずこの照明のある部分にリフトを通して、最低でもここで雪が降らなくてもスキーができるというのが我々一般の、私の、凡人の考えであると思うんですが、これは何でこのようになったかということが1つと、それと先ほど副町長がおっしゃいました入札の件で、設計業者から選んでいただいて、一般競争入札では応募がないだろうという前提で4社にしたというのは、これは甚だこういう意味では、入札のことにしましては、町内において一般競争入札的なことをやっておきながら、私は指名競争入札で

町内は十分だと思えるんですけども、4億以上のやつを指名入札にするということは、委員が少しおっしゃったかもわかりませんが、設計会社との何か関係があるんじゃないか、極端に言えば、癒着があって、そう経験のない新しい会社、これが落札したわけですから、落札していなければ問題はないんですけども、初めて聞くような新しい会社で落札したというのは違う意味でうがった見方をしてしまいますので、その辺の説明をもう一度お願いしたい。この2点、お願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。設計業者とそういうような癒着があるんじゃないかというように疑われているということにつきましては、それは一切ございません。危ういような、そういうような行為は一切しておりませんし、正々堂々の入札でございます。

実際に専門性がございまして、全国いろいろとそういうような業者がありますけども、それについて入札を、私らも素人でございますので、どういような業者があるかといういような話の中で、やはり設計業者についてはいろいろと専門でございまして、そういういような中で、こういういような業者であればといういような一応の打診はいただいております。そういう中でこちらいろいろと検討する中で、一般競争入札にかければ当然1カ月以上かかりますし、そういう中で、入札に加わってくれるところが、今までもそういうことで一般競争入札しても、10社集まるかといったら10社もなかって少ないところで入札したこともございますので、そうすれば確定しているいような業者4名を指名したらどうかということ、今回したということでございます。

そういう中で、一括スキー場を一般競争入札で落札業者を1社決めるんじゃないしに、いろいろと造成事業、それから調整池の事業については町内業者が入りやすい方法をとりましたし、こういういようなリフトや降雪機等につきましては専門業者といういように分けて発注しておりますので、そういうことでスムーズに事が運んでくれるものといういように思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。先ほど最初の質問のほうなんですけども、なぜ先に第2リフトのほうを先行して工事するのかという点でございます。本来であれば、廣納議員さんがおっしゃるとおり、先に北面のAコースのほうに全てを集中するべきところではございます。ただ、この第2リフトのほうには保安林がございまして、その保安林解除についてしなければならぬ手続に関しましては事業区域全域に影響を及ぼします。非常に時間がかかりますので、リフト業者が決定していないとその保安林解除ができないという格好がございまして、そちら辺のいろいろな法手続の関係上、こちらを先に優先させていただきました。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 11番、廣納です。副町長の入札に関する定義といいま

しょうか、1カ月以上かかる、要するに時間がないという、そういう観点から今回は設計業者をお願いをして、うちの峰山スキー場に合うような業者さんで専門性が高いということは言われましたんで、はっきり言って、これは億を超えようと、そういう場合は一般競争入札ではなしに指名競争入札も今後はあり得るし、絶対一般競争入札でないといかんのやということにはならないということを再度確認したいです。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。一応規約の中では、5,000万以上が一般競争入札ということでございます。しかし、専門性とか、そういう特殊な場合は除いて指名入札ができるということになっておりますので、今回はその方法をとったということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら質疑を終結したいと思います、よろしいですか。（「済みません、議長、私の質問、まだ返ってきてないんですけど」と呼ぶ者あり）

資広議員、再度質問してください。（「3回行われてる」と呼ぶ者あり）

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 先ほどの当初の金額との差ですけども、さきに委員会の中でこういう表を渡したと思います。全体が10億何ぼという数字ですよ、その数字の中で28年度やる分についての額ということで、その中で設計した金額でございます。なので、全体工事費については10億幾らという格好で、その中のうち28年度については、この当初お示ししましたその数字の中で泳いでいます。

○議長（安部 重助君） 答えになってませんか。

そしたら質問してください。どうぞ。特に許します。

○議員（5番 藤原 資広君） 今回入札されたこの工事の部分で、当初の予算で計上された見込み額とどう違うんですかということ聞きよったんです。今、入札されてる工種の部分で当初見込んでた額は幾らですか、その差額は幾らですかということ聞いたかったんです。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 非常にその判断が難しく、当初6億円で、そこから何ぼだけ今回の部分でふえているのかということかなと私は理解するんですけども、若干設計額でいきますと上回っています。何ぼふえたかといいますと、これはまた違う工事に関連しますので、なかなかお答えしにくい部分という格好になってしまう、来年度に影響します。そうなんですけども、数字の、言いましたように、28年度と29年度で分かれた数字がございまして、総額だけ10億幾らと書かせてい

ただいて、こっち側が6億で当初予算がありました。その中の当初予算額の中で、要は設計上は若干上回っています。しかし、6億の範囲内での工事を発注したという格好になっております。

○議長（安部 重助君） せっかくですんで、総務課長、この実績表のちょっと説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど議員のお手元にお配りをさせていただきました、このたびの落札業者J F Eプラントエンジ様の業務実績ということでございます。当初、議案の中には10件程度新しいものから実績はついてたかというふうに思いますが、その中で、リフトの実績等が少ないというようなお話があるかというふうに思いますが、実はこのJ F Eプラントエンジ株式会社様につきましては、平成28年4月1日にJ F Eメカニカル株式会社様から社名変更をされております。J F Eメカニカル株式会社様の当時の実績としては、かなり索道関係についての実績は多々あるようでございます。このたび配らせていただきました資料で申し上げますと、コンテナクレーンでありましたり、あと、港の埠頭建設の修繕工事でありましたり、機械設備の大手メーカーということでございまして、そのあたりの実績が多く掲載をされているところでありますけれども、かなり実績があるというところで、おつけをさせていただいたところではあります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質問ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。今回4億の入札をされたわけなんですけれども、先ほどからスキー場、特別な設備が要ということで、専門性とか特殊な場合ということで指名入札をされたとか、いろんな形で言うておられるんですが、もうそれぞれのリフトとか、それから降雪機とかって、そういった小分けした入札ということは考えられなかったんでしょうか。そうすると、それぞれの本当に専門性を発揮していただけるような業者が寄ってきてくださるのではなかったかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。分割しますと、それぞれ諸経費というようなのが設計書であらわれてきます。統一することによって経費の削減になります。そういう中で、なるべく経費を少なく行うようにすれば、分割するよりも同じようなものでしたら一括して発注するというところでございますので、そのような方法でこちらはやっております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 済みません、8番、松山です。それでは、先ほど今回入札された会社は統合されたということなんです、それまでにこのスキー場とか、そう

いったスキー場の設備に関しての仕事は幾らかされたというのは何か情報としては持っておられるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。長野県の小海リエックス・スキー場がございます。

○議長（安部 重助君） 名前わかりましたか。（「もう一遍」と呼ぶ者あり）

ちょっともう一回名前を言ってください。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 小海、小さい海、リエックス・スキー場、ペアリフト3本、脱着クワッド1本を仮設でございます。

○議長（安部 重助君） いつごろのリフトですか、これは実績として。

観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） そこまでは書いてないんですけども、J F Eメカニカルが設置した部分でございますして、設置年度につきましては、調査したんですけども、年数については記載されておりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） その関連ですわ。要するに、いつやったかわからん工事、とりあえず工事名だけ言う、いつにやったんやという、そういう意味での内容、だからこの会社がとられた、大きな会社です、設備もちゃんと資金面もちゃんとしています、そういうのがどこでも何ぼでもおるんです、そんなもんは。だから、うちのスキー場やっていたら、うち言うたらあれやけど、神河町で峰山、私は特に思うてますけど、うちの町にスキー場ができる、うちのスキー場やいうぐらいの感覚でありますんで、逆にこういう中途半端な説明をされると、余計ちょっと極端な話、本議会なので言葉は控えますけれども、内容はわかっていたかと思えますけれども、もうちょっとしっかり内容を調べていただきたい。

というのは、人工降雪機、照明、照明はどこでもできるかな、ガンタイプ、特殊なものがありまして、どんな大きな会社でも、あれはドイツ製か、どっかやったかな、そこから仕入れようと思えば仕入れられるということなんですわ。だから個別に発注しなくても、副町長は費用が抑えられるというようなことを言われましたけれども、いかに今までスキー場関係のこういう意味での専門的な仕事はいつどれだけ幾らしたか、はっきり、今ちょっとわかりにくいやろと思いますので、特別委員会でよろしいんで、きっちり出してください。じゃないと、港湾の仕事、クレーンの仕事いうのばかりなので、聞いて初めて今、小さい海の何とかかんとかスキー場が出ましたけど、もうちょっとずらずらっと出てくるかな思うたら、それが1つだけあるんじゃないかいうぐらい疑問に思います。ですから今、即答はよろしいけれども、特別委員会に確実なものを出せるように、必ず、議長からお願いします。

○議長（安部 重助君） はい。そういうことで、特別委員会で、この実績と日程的なもの、それにほかにないかということも確認して、また報告をしてください。（「資料ね、資料」と呼ぶ者あり）資料で提出を願います。

ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第96号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第96号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定になっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

日程第19 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第19、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございまして、

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長申

し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないと認めます。

これをもちまして第72回神河町議会定例会を閉会します。

午後2時35分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は9月6日に開会され、本日までの23日間でした。提案されました案件は、報告、条例の制定及び一部改正、契約、平成28年度各会計補正予算、平成27年度一般会計並びに特別会計・企業会計決算認定の40件でありました。いずれも極めて重要な案件であり、慎重審議の結果、適正妥当な結論が得られました。議員各位の御精励に対し、感謝を申し上げます。

審査を付託しました総務文教常任委員会、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会、決算特別委員会それぞれの委員の皆様には、精力的に審査を賜りましたことに感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、決算の審議において追加資料を提示していただくなど、真摯な対応をしていただきましたことにお礼を申し上げます。

決算の審議を通して、平成27年度事業において、神河町誕生10周年記念事業、旧粟賀小学校の取り壊し、少子化・定住対策として地域優良賃貸住宅の建築など、地域創生に向けた多くの事業が的確に進められたことを確認しました。決算特別委員会からは2項目の提言をしております。これから平成29年度予算の策定に着手されると思いますが、重要な提言と受けとめていただき、予算編成に十分考慮されることをお願いしておきます。

また、監査委員様には、例月、決算ともに的確に監査、審査をしていただきました。その御苦勞に対しまして重ねてお礼を申し上げます。

会期中、台風の影響に伴う記録的な大雨により各地で大きな被害があったものの、当神河町においてはその影響も最小限にとどまり、町民皆様も安堵されていると思います。しかしながら、油断は禁物、いかなる場合の災害に対しても対応できる体制は確保しておかなければなりません。

終わりになりますが、これから秋も深まり、気温の変化も激しくなります。体調管理をしっかりとっていただき、住民皆様の負託に応えられますようお願い申し上げます。

閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第72回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

6日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議をいただきましたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今定例会は、平成27年度各会計決算及び平成28年度一般会計・特別会計補正予算を初め、上程いたしました案件につきまして真摯な御論議、御助言の中、御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。

そして本日、追加提案させていただきました峰山高原スキー場設備整備工事請負契約案件についても可決いただいたわけでございます。議会承認案件とはなっておりませんが、スキー場調整池工事も入札を終わり、いよいよ来年12月オープンに向けて工事が本格稼働することとなりました。議員各位には、引き続きの御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、平成27年度の決算では、実質公債費比率は15.6%、将来負担比率は35.6%と、それぞれ改善することができました。改めて神河町議会、また、40集落区長様初め町民の皆様の深い御理解、そして行政の各事業を遂行する職員の尽力に心から感謝するものでございます。しかしながら、経常収支比率は91%と依然高い水準にございまして、また、これからの人口減少、今年度からの交付税一本算定による財源が減少する中で、非常に厳しい環境のもとではございますが、総合戦略5カ年計画に基づいた神河町地域創生事業を強力に推進する一方での、さらに効率的な行財政運営を展開していかなければならないことを私自身、決意を新たにいたしましたところでございます。

そのような中ではございますが、本日、第71号議案の一般会計補正予算（第3号）の採決に当たりまして、2名の議員から反対討論があったわけでございます。反対討論に対する町執行部としての意見を述べる機会が与えられておりませんので、閉会の挨拶の中で、改めて町民の皆様に対し、町執行部としての考え方を申し上げたいというふうに思います。

このたびの電気料金等の維持費及び長寿命化による更新費用の削減を図り、夜間の犯罪防止と通行の安全確保を図ること、また、地球温暖化防止に対する環境対策としての防犯灯のLED化を促進することを目的として、防犯灯設置に係る補助要綱の改正を行い、集落においてLED化への更新取り組みが始まった平成26年4月にさかのぼって補助要綱を適用するとの考え方で提案を申し上げたところでございます。しかしながら、議員反対討論の発言の中で、先行された長谷地域特定の救済のための考え方としての発言があったわけではございますが、2年半近くにも遡及することを私ども政策調整会議で確認をいたしましたのは、地域住民の皆様への利益還元を公平に行うことを考えたから

こそ、LED化更新の取り組みが始まった2年数カ月前の平成26年4月1日への遡及対応とさせていただいておりますことを改めて申し上げます、町民の皆様への御説明とさせていただきます。

また、町外の方々が利用する施設と町民が多く利用する施設の一般財源の使い道についての発言もございました。町外の方々が利用する施設というのは恐らく観光施設等になってこようかと思えます。原則、観光施設等の予算の投資については、修理及びその施設の一部の箇所の更新を中心に実施してきているところでもございまして、要するに修繕あるいは更新をしておかなければ、その施設の運営がスムーズに行えない、運営がストップしてしまう大きな支障を来すものについて投資をしてきたわけでもございます。その投資した額の費用分担につきましても、原則、国、県の補助金等を最大限活用をしまいいりながら、直接的な町民の負担とならないようにこれまで取り組んできたところでもございます。また、設備を増設するという部分につきましても、当然のことながら補助金を活用しながら運営をしてきているところを申し上げておきたいというふうに思います。

改めて、私ども執行部といたしましては、今後も引き続き、監査委員の決算審査の御意見、また、本会議あるいは決算特別委員会等での御提言等を真摯に受けとめて、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でもございます。とりわけ地域創生に集中かつ強力で推進してまいります。

さて、御承知のように、政府は8月に入りましてから、過去3番目の規模と言われる財政投融资などを合わせた事業規模28.1兆円の経済対策を閣議決定をいたしました。経済対策の規模は2016年度の2次補正予算案と17年度以降の当初予算案の総額とのことでもございます。そのような中、9月26日、秋の臨時国会が開会し、補正予算は追加歳出4兆4,100億円余りの内容となっております。地方創生事業においてもハード事業が対象となるということも加えまして、神河町としてもやるべきことをしっかりと再確認をし、国の動きに乗りおくれることのないように事業推進に当たってまいります所存でもございます。

10月も、砥峰すすき祭りや福本遺跡祭り、地域の秋祭りなど各種イベントが満載でもございます。爽やかな秋のイベントをお楽しみいただきますようお願いを申し上げます。

終わりに、これから秋が色濃くなってまいります、18号の台風の進路も気になるところでもございまして、まだまだ台風の発生が気になります。災害対策を含めて危機管理意識を高めてまいります所存です。一方で、これからますます朝夕の寒暖の差も厳しくなってまいります。議員各位には、朝夕の気温の変化に十分御留意いただきながら、引き続き町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

午後2時46分